

日本中央競馬会競馬施行規程

(平成19年8月31日 理事長達第28号)

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 馬主（第4条－第16条）
- 第3章 競走馬登録（第17条－第29条）
- 第4章 服色の登録（第30条－第42条）
- 第5章 調教師、騎手等（第43条－第63条）
- 第6章 競馬番組等（第64条－第80条）
- 第7章 出走馬（第81条－第105条）
- 第8章 発走、到達順位、着順等（第106条－第131条）
- 第9章 禁止薬物及び規制薬物（第132条－第136条）
- 第10章 制裁等（第137条－第157条）
- 第11章 勝馬投票（第158条－第170条）
- 第12章 入場料、入場者等（第171条－第177条）
- 第13章 開催執務委員（第178条－第189条）
- 第14章 公正審査委員（第190条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本会の競馬の開催、馬主、馬及び服色の登録、調教師及び騎手の免許並びに入場料について定めることを目的とする。

(関係者の責務)

第2条 本会の実施する競馬に関する者は、競馬の公正かつ円滑な実施を確保する責務を負う。

2 本会の実施する競馬に関する者は、この規程を知らないことを理由としてその適用を免れることができない。

(競馬場)

第3条 競馬法施行規則（昭和29年農林省令第55号。以下「規則」という。）第1条の競馬場の所在地は、別表(1)のとおりとする。

第2章 馬主

(馬主の登録)

第4条 個人である馬主の登録は、次に掲げる事項を馬主登録簿に記載して行う。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 住所

(3) 登録番号及び登録年月日

2 法人である馬主の登録は、次に掲げる事項を馬主登録簿に記載して行う。

(1) 名称

(2) 住所

(3) 代表者（競馬に関する馬主としてのすべての事務につきその法人を代表する1人の者（役員に限る。）。以下法人の代表者について同じ。）の氏名、生年月日及び住所

(4) 登録番号及び登録年月日

3 法人格なき組合（以下「組合」という。）である馬主の登録は、次に掲げる事項を馬主登録簿に記載して行う。

(1) 名称

(2) 事務所の住所

(3) 組合員の氏名、生年月日及び住所

(4) 代表者（競馬に関する馬主としてのすべての事務につきその組合を代表する1人の者（組合員に限る。）。以下組合の代表者について同じ。）の氏名

(5) 登録番号及び登録年月日

（登録の申請）

第5条 個人が、馬主の登録（以下「馬主登録」という。）を受けようとするときは、前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項を記載した申請書に、次に掲げる書類を添え、これを理事長に提出しなければならない。

(1) 戸籍謄本及び住民票の写し（申請者が外国人である場合には、住民票の写し）

(2) 申請者の経歴の概要を記載した書類

(3) 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証明する書類並びに本籍地の市区町村長の発行する身分証明書（申請者が外国人である場合には、第7条第1号に該当しない旨を記載して、記名した書類）

(4) 第7条第2号及び第3号に該当しない旨を記載して、記名した書類

2 法人が、馬主登録を受けようとするときは、前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した申請書に、次に掲げる書類を添え、これを理事長に提出しなければならない。

(1) 定款

(2) 申請者の登記簿謄本及びその者の事業の概要を記載した書類

(3) その代表者が競馬に関する馬主としてのすべての事務につき当該法人を代表する旨を証明する書類

(4) その役員の戸籍謄本及び住民票の写し（役員が外国人である場合には、住民票の写し）

(5) その役員に係る精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証明する書類並びに本籍地の市区町村長の発行する身分証明書（役員が外国人である場合には、第7条第1号に該当しない旨を記載して、記名した書類）

(6) その役員が第7条第2号及び第3号に該当しない旨を記載して、記名した書類

3 組合が、馬主登録を受けようとするときは、前条第3項第1号から第4号までに掲げる事項を記載した申請書に、次に掲げる書類を添え、これを理事長に提出しなければならない。

(1) 中央競馬の競走（本会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。）に馬を出走させることを目的とする民法（明治29年法律第89号）第667条に規定する組合契約（理事長が指定する事項を定めたものに限る。）に係る契約書の写し

(2) その代表者が競馬に関する馬主としてのすべての事務につき当該組合を代表する旨を証明する書類

(3) その組合員の戸籍謄本及び住民票の写し（組合員が外国人である場合には、住民票の写し）

(4) その組合員に係る精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証明する書類並びに本籍地の市区町村長の発行する身分証明書（組合員が外国人である場合には、第7条第1号に該当しない旨を記載して、記名した書類）

(5) その組合員が第7条第2号及び第3号に該当しない旨を記載して、記名した書類

4 本会は、前3項の規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、前3項各号に掲げる書類のほか、証明書その他の書類の提出を求め、又は馬主登録を受けようとする者（法人にあってはその役員、組合にあってはその組合員）の出頭を求めることがある。

5 本会は、第1項から第3項までの規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、当該申請者の登録について、中央競馬に関する馬主の組織する団体の意見を求めることがある。

第6条 前条の規定により馬主登録の申請があった場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、登録を行う。

2 前項の規定により登録を行ったときは、遅滞なくその旨を申請者に通知し、馬主登録証を交付する。

3 本会は、前項の馬主登録証交付の際に、登録料10,000円を徴収する。

（登録の拒否）

第7条 馬主登録を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するとき又は第5条の申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重

要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否する。

- (1) 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 競馬法（昭和23年法律第158号。以下「法」という。）、日本中央競馬会法（昭和29年法律第205号）、自転車競技法（昭和23年法律第209号）、小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）又はモーターボート競走法（昭和26年法律第242号）の規定に違反して罰金の刑に処せられた者
- (4) 競馬法施行令（昭和23年政令第242号。以下「令」という。）第10条第1項第4号（令第17条の4において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により本会、都道府県又は指定市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合又は広域連合であって都道府県と指定市町村とが組織するもの及び指定市町村が組織するものを含む。以下同じ。）が行う競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (5) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (6) 本会の経営委員会の委員
- (7) 本会の役員及び職員
- (8) 調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員
- (9) 第10条第3号（第2号又は第3号に係る部分に限る。）又は第11条第2号から第4号までの規定のいずれかに該当することにより、第10条又は第11条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- (10) 調教師に競走馬を継続的に預託することが困難であると認められる者
- (11) 第5条第4項の場合において、書類を提出せず、又は出頭しなかった者
- (12) 住民基本台帳に記録されていない者
- (13) 前各号に定めるもののほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者
- (14) 法人の場合であってその役員（いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうちに前各号（第10号を除く。）のいずれかに該当する者のあるもの
- (15) 組合の場合であって第5条第3項第1号に規定する組合契約を締結していないもの
- (16) 組合の場合であってその組合員のうちに法人又は第1号から第13号まで（第10号を除く。）のいずれかに該当する者のあるもの

(馬主登録審査委員会)

第8条 馬主登録の審査に関し、理事長の諮問に応じて調査審議するため、本会に、馬主登録審査委員会を置く。

- 2 馬主登録の申請があったとき又は馬主登録を受けている者について理事長が必要と認めたときは、登録の適否について馬主登録審査委員会の意見を聞くものとする。
- 3 馬主登録審査委員会は、理事長が本会の役員及び職員、馬主並びに学識経験者のうちから任命又は委嘱した委員15名以内をもって構成する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員は、再任されることができる。
- 5 委員が欠けた場合において、補欠の委員を任命し、又は委嘱したときは、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 馬主登録審査委員会の議長は、委員の互選とする。

(記載事項の変更等の届出)

第9条 馬主は、次に掲げる事項に変更があったときは、第5条第1項各号、第2項各号又は第3項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係るものを添えて、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 第4条第1項第1号又は第2号に掲げる事項
 - (2) 第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (3) 第4条第3項第1号から第4号までに掲げる事項
 - (4) 第5条第2項第1号又は第2号に掲げる書類に記載された事項
 - (5) 第5条第3項第1号に掲げる書類に記載された事項
- 2 馬主、法人である馬主の役員又は組合である馬主の組合員が第7条第1号から第3号まで又は第12号のいずれかに該当することとなったときは、当該馬主（法人又は組合にあっては、その代表者）は、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

(報告の微収等)

第9条の2 本会は、競馬の公正な実施を確保するため必要があると認めるときは、馬主に対し、報告又は必要な書類の提出を求めることがある。

(登録の取消し)

第10条 馬主が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消す。

- (1) 死亡したことが判明したとき（その者が法人又は組合である場合には解散したことが判明したとき。）。
- (2) 登録の抹消を申請したとき。
- (3) 第7条第1号から第4号まで、第6号から第8号まで又は第15号の規定のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 法人の場合であってその役員のうちに第7条第1号から第4号まで又は第6号から第8号までの規定のいずれかに該当する者があることとなったとき。

- (5) 組合の場合であってその組合員のうちに法人又は第7条第1号から第4号まで若しくは第6号から第8号までの規定のいずれかに該当する者があることとなったとき。

第11条 馬主が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことがある。

- (1) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者であることが判明したとき。
- (2) 不正の手段により馬主登録を受けたことが判明したとき。
- (3) 馬主登録証を他人に利用させ、偽造し、又は変造したとき。
- (4) 自己の所有しない馬（その者が組合である場合には、組合財産でない馬）につき自己の名義で競走馬登録（法第14条に定める本会が行う馬の登録をいう。以下同じ。）若しくは第76条の規定による登録を受け、又は自己の名義で出走させたとき。
- (5) 競走馬登録を受けている馬を地方競馬の競走（都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。）に出走させたとき。
- (6) 競走馬登録を受けている馬について、外国において馬の調教に関し免許を受けている者との間において当該馬の飼養及び調教に関する契約等が締結されていること（以下「外国所属」という。）が判明したとき。
- (7) 調教師に競走馬を継続的に預託することが困難であると認められることとなったとき。
- (8) 第9条の届出を怠ったとき。
- (9) 住民基本台帳に記録されていないことが判明したとき。
- (10) 前条第3号から第5号まで及び前各号に定めるもののほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由があることが判明したとき。
- (11) 正当な理由がなく馬主登録を受けた日から1年以内に競走馬登録を受けた馬（以下の号において「登録馬」という。）を所有しないとき又は登録馬を所有しなくなつてから1年以上経過したとき（その者が組合である場合には、正当な理由がなく馬主登録を受けた日から1年以内に登録馬を組合財産としないとき又は登録馬を組合財産としなくなつてから1年以上経過したとき。）。
- (12) 法人の場合であってその役員のうちに第7条第5号、第9号、第12号又は第13号の規定のいずれかに該当する者があることとなったとき。
- (13) 組合の場合であってその組合員のうちに第7条第5号、第9号、第12号又は第13号の規定のいずれかに該当する者があることとなったとき。
- (14) 第9条の2の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告せず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出したとき。

(登録の抹消)

第12条 馬主が第10条又は前条の規定により登録を取り消されたときは、その登録を抹消

する。

(馬主の代理人)

第13条 馬主は、調教師に限り、競馬に関して、自己の代理人とすることができます。

2 馬主は、前項の規定により、調教師を自己の代理人としたときは、次に掲げる事項を記載した書面を、競馬場長又はトレーニング・センター場長を経て理事長に提出しなければならない。

(1) 調教師の氏名

(2) 代理権を与えた事項及び期間

(共有馬主の代表者)

第14条 2人以上の馬主によって共有されている競走馬登録を受けた馬（以下「共有馬」という。）については、当該共有馬の馬主（以下「共有馬主」という。）のうちから、当該馬についての競馬に関する馬主としてのすべての事務を代表して行う者（以下「共有代表馬主」という。）1人を定めなければならない。

2 共有代表馬主は、共有者と連署して共有代表馬主を定めた旨を記載した共有届を、競馬場長又はトレーニング・センター場長を経て理事長に提出しなければならない。

3 共有代表馬主は、前項の共有届に記載した事項に変更があったときは、その旨を競馬場長又はトレーニング・センター場長を経て理事長に届け出なければならない。

(本邦外居住者の馬主登録)

第14条の2 本邦外に住所を有する者（以下「本邦外居住者」という。）は、個人である馬主の登録の申請を行う場合に限り、第7条第12号の規定は適用しない。

2 本邦外居住者であって馬主登録を受けようとするものは、理事長の定めるところにより本邦内に連絡責任者（馬主に係る事務を代行する者をいう。以下同じ。）を置かなければならぬ。

第14条の3 本邦外居住者は、馬主登録を受けようとするときは、第5条第1項の規定にかかわらず、氏名、生年月日及び住所を記載した申請書に、次に掲げる書類を添え、これを理事長に提出しなければならない。

(1) 戸籍謄本及び住民票の写しに相当する官公署が発給する書類又はこれらに代わる書面

(2) 申請者の経歴の概要を記載した書類

(3) 外国の権限のある競馬機関が発行した馬主資格証明書

(4) 次に掲げるものに該当しない旨の官公署の証明書（官公署において当該証明書が発給されない場合は、次に掲げるものに該当しない旨を誓約する書類）

イ 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者若しくは破産者で復権を得ない者又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

口 禁錮以上の刑に処せられた者又は禁錮以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられ、その執行を終えた日から10年を経過しない者

(5) 第7条第3号に該当しない旨を誓約する書類

(6) 連絡責任者に関する事項を記載した書類

2 外国において馬主の免許又は登録を受けていない者にあっては、次の各号に掲げる官公署の発給する書類をもって前項第3号の書類に代えることができる。

(1) 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律(昭和63年法律第90号)別表第2第1号及び第2号に規定する外国要人のいずれかに該当することを証明する書類

(2) 競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者ではないことを証明する書類

3 本会は、第1項の規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、前2項に掲げる書類のほか、証明書その他の書類の提出を求め、又は馬主登録を受けようとする者若しくは連絡責任者の出頭を求めることがある。

第14条の4 前条第1項の規定により馬主の登録の申請があった場合においては、第7条又は次条の規定により登録を拒否する場合を除き、登録を行う。

2 前項の規定により登録を行ったときは、遅滞なくその旨を申請者に通知し、馬主登録証を交付する。

3 本会は、前項の馬主登録証交付の際に、登録料10,000円を徴収する。

第14条の5 本邦外居住者であつて馬主登録を受けようとするものが、第7条各号(第11号及び第12号を除く。)に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するとき又は第14条の3第1項の申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否する。

(1) 外国において馬主の免許又は登録を受けていない者(第14条の3第2項に規定する書類を出した者を除く。)

(2) 外国の法令上、精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産者で復権を得ない者と同様に取り扱われている者

(3) 禁錮以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられ、その執行を終えた日から10年を経過しない者

(4) 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第10条第1項の規定による閣議決定に基づき財務大臣により行われる対応措置を受けている者及び団体の構成員

(5) 第3号の規定に該当して第14条の7第3号(第14条の5第3号に係る部分に限る。)の規定により登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

(6) 第14条の3第3項の場合において、書類を提出せず、又は出頭しなかった者

第14条の6 本邦外居住者である馬主は、氏名若しくは住所又は連絡責任者に関する事項に変更があったときは、第9条第1項の規定にかかわらず、第14条の3第1項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係るものを添えて、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

2 本邦外居住者である馬主は、第7条第1号から第3号まで又は第14条の5第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったときは、第9条第2項の規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

第14条の7 本邦外居住者である馬主が、第11条各号（第8号及び第9号を除く。）に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことがある。

- (1) 第14条の3第1項第3号の馬主資格証明書に係る馬主資格を失ったことが判明したとき。
- (2) 第14条の3第2項に規定する官公署の発給する書類で証明されたことが事実と異なることとなったことが判明したとき。
- (3) 第14条の5第2号から第4号までのいずれかに掲げる者となったとき。
- (4) 前条の届出を怠ったとき。
- (5) 連絡責任者が事故その他の理由により欠けたとき。

第14条の8 本邦外居住者である馬主は、第12条に定めるもののほか、前条の規定により登録を取り消されたときは、その登録を抹消する。

（指定交流競走に関する特例）

第15条 規則第56条第1項の指定交流競走（以下「中央競馬指定交流競走」という。）のために行う馬主登録は、当該中央競馬指定交流競走に関してのみ効力を有する。

2 地方競馬全国協会（以下「協会」という。）の馬主登録を受けている者が中央競馬指定交流競走に協会が行う馬の登録（以下「地方馬登録」という。）を受けている馬を出走させるため本会の馬主登録を受けようとする場合は、第5条の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、申請書に協会の馬の登録を証明する書類を添え、提出しなければならない。

3 前項の馬主登録については、第6条第3項及び第8条第2項の規定は、適用しない。
4 第28条の競走馬登録を受けている馬を地方競馬の競走に出走させた本会の馬主登録を受けている者については、第11条第5号の規定は、適用しない。
5 規則第56条第4項の指定交流競走（以下「地方競馬指定交流競走」という。）は、第11条第5号の地方競馬の競走に該当しないものとする。

（国際交流競走に関する特例）

第16条 規則第57条第1項の国際交流競走（以下「国際交流競走」という。）のために行う馬主登録は、外国の競馬に出走している自己名義の馬で本会が指定するもの（第29条、第42条、第63条及び第92条において「指定外国調教馬」という。）を国際交流競走に出走さ

せる場合についてのみ効力を有する。

2 外国において馬主の免許又は登録を受けている者が、外国の競馬に出走している自己名義の馬を国際交流競走に出走させるため本会の馬主登録を受けようとする場合は、第5条の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、申請書に権限のある競馬機関の発行する馬主資格証明書その他理事長が必要と認める書類を添え、提出しなければならない。

3 前項の国際交流競走のために行う馬主登録については、第7条第8号の規定中調教師に係る部分並びに第7条第12号、第8条第2項及び第11条第9号の規定は、適用しない。

第3章 競走馬登録

(競走馬登録簿の記載事項)

第17条 競走馬登録は、次に掲げる事項を競走馬登録簿に記載して行う。

- (1) 馬名（片仮名で表示する。）
- (2) 当該馬の品種、性、毛色、特徴、生年月日、アラブ血量並びに父母の品種及び名称
- (3)マイクロチップ（理事長が定めるものに限る。以下同じ。）の番号
- (4) 生産地及び生産者の氏名
- (5) 馬主の氏名（法人又は組合にあっては、その名称。以下同じ。）
- (6) 登録番号及び登録年月日

(登録の申請)

第18条 競走馬登録は、当該馬を所有している馬主（当該馬を組合財産としている組合である馬主を含む。）でなければ、受けることができない。

2 競走馬登録を受けようとする馬主は、その登録を受けようとする各馬について、前条第1号から第5号までに掲げる事項及びその馬を取得した年月日を記載した申請書に、馬の血統を証明する書類（理事長の指定する団体の発行する証明書に限る。）、自己の所有する馬（その者が組合である場合には、組合財産である馬）であることを証明する書類、調教師との預託契約締結を証する書類及び登録料5,000円を添え、競馬場長又はトレーニング・センター場長を経て、これを理事長に提出しなければならない。

3 本会は、登録をするために必要があると認めるときは、次に掲げる書類の提出を求め、又は競走馬登録を受けようとする馬主（法人又は組合にあっては、その代表者）の出頭を求めることがある。

- (1) 地方馬登録の抹消証明書
- (2) 馬の血統を確認するための検査報告書（理事長が認めた研究機関の検査報告書に限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(馬の検査)

第19条 馬主は、競走馬登録を受けようとする馬について、本会の指定する日時及び場所に

において、本会の行う検査を受けなければならない。ただし、1歳に達した日の属する年の9月1日から翌年の2月末日までの間に競走馬登録を受けようとする馬については、この限りでない。

2 馬主は、前項ただし書の規定により検査を受けなかった馬であって次条の規定により競走馬登録を受けたものについて、当該競走馬登録を受けた日から初めて本会の管理する厩舎（理事長が指定する設備を含む。第91条において同じ。）に入厩する日までの間に、本会の指定する日時及び場所において、本会の行う検査を受けなければならない。

（登録）

第20条 第18条の申請があった場合において、申請書及び添付書類に記載された事項が真実であると認めるときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、競走馬登録を行う。この場合には、馬の血統を証明する書類は、本会において保管する。

（登録の拒絶）

第21条 第18条第2項の申請書に記載された馬が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否する。

- (1) 第82条の規定に該当しない馬
 - (2) 1歳以下の馬（9月1日以降に登録を受けようとする1歳の馬を除く。）
 - (3) 繁殖の用に供された馬
 - (4) 関税定率法（明治43年法律第54号）別表の税率が無税である馬
 - (5) マイクロチップの埋込みがなされていない馬
 - (6) 調教師との間に預託契約が締結されていない馬
 - (7) 家畜伝染病にかかっている馬又はその疑いがあると診断された馬
 - (8) 1眼の失明その他馬体に障害があるため競走の用に供することが不適当な馬
 - (9) ゲノムのいずれかの部位を人為的に変異させる行為（以下「ゲノム編集」という。）
をその体内において受けた馬、ゲノム編集された細胞を投与された馬、ゲノム編集させた生殖系列細胞（卵子、精子又は受精卵をいう。以下同じ。）が馬の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長した馬（以下「遺伝子改変馬」という。）又は遺伝子改変馬の生殖系列細胞が馬の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長した馬
 - (10) 地方馬登録を受けている馬
 - (11) 外国所属が判明した馬
 - (12) 地方馬登録を受けたことのある馬又は外国所属であった馬であって、競馬番組で定める基準により中央競馬の競走に出走できないもの
- 2 前項の場合のほか、競走馬登録を受けようとする馬主が、第18条第3項の規定による書類を提出せず、若しくは出頭せず、又は第19条第1項本文の規定による検査を受けないと（同項ただし書の規定により検査を受けないとを除く。）は、その登録を拒否する。

第22条 次の各号のいずれかに該当する馬名は、登録しない。

- (1) 有名な馬の名称若しくは馬名と同じである馬名又はこれらと紛らわしい馬名
- (2) 父母の名称若しくは馬名と同じである馬名又はこれらと紛らわしい馬名
- (3) 次のイからハまでに掲げる馬名と同じである馬名又はこれらと紛らわしい馬名
 - イ 既に競走馬登録又は地方馬登録を受けている馬の馬名
 - ロ 競走馬登録又は地方馬登録を抹消された馬の馬名であって、当該登録を抹消された日の属する年の翌年の1月1日から4年を経過しないもの
 - ハ 競走馬登録又は地方馬登録に係る馬名を変更した馬の変更前の馬名であって、馬名を変更した日の属する年の翌年の1月1日から1年を経過しないもの
- (4) 奇きょうな馬名
- (5) 明らかに営利のための広告宣伝を目的として会社名、商品名等と同じである名称を附したと認められ、かつ、競走馬の馬名としてふさわしくない馬名
- (6) 1字の馬名又は10字以上の馬名
- (7) 当該馬について、理事長の指定する団体の行う血統の登録において、当該血統の登録に係る原簿に記載されている馬名と異なる馬名

第23条 馬主は、地方馬登録を受けたことのある馬について競走馬登録を受けようとする場合には、第18条第3項第1号に規定する書類に記載のある馬名をもってするのでなければ登録を受けることができない。

2 馬主は、外国の権限ある競馬機関の馬名の登録を受けている馬について競走馬登録を受けようとする場合には、当該競馬機関の発行する当該馬の血統を証明する書類に記載のある馬名を当該国の発音に従い片仮名で表示したものを持ってするのでなければ登録を受けることができない。

(登録の抹消)

第24条 競走馬登録を受けている馬につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、競走馬登録を抹消する。

- (1) 馬が死亡したとき。
- (2) 地方馬登録を受けたとき。
- (3) 外国所属が判明したとき。
- (4) 馬主以外の者が所有するに至った日から60日を経過したのに、その者が馬主登録の申請をしなかったとき。
- (5) 前号の申請に係る馬主登録を拒否されたとき。
- (6) 馬体を変装して出走させようとし、又は出走させたとき。
- (7) 第27条の届出を怠り、又は虚偽の事実を届け出たとき。
- (8) 繁殖用、使役用、乗用、農耕用その他競走以外の用途に用いられたとき。
- (9) 第19条第2項の検査を受けた馬が、第21条第1項第8号に該当することが判明したと

き。

(10) 第21条第1項第9号に該当することが判明したとき。

2 前項の場合のほか、馬の所有者（その馬を組合財産としている組合である馬主を含む。次条及び第55条において同じ。）から抹消の申請があったとき又は第18条第2項の申請書及び添付書類若しくは同条第3項各号に掲げる書類に記載された事項が真実でないことが判明したときは、競走馬登録を抹消する。

3 前2項の規定により競走馬登録を抹消したときは、第20条後段の規定により保管した馬の血統を証明する書類は返還する。

（登録の抹消の効果及び再登録）

第25条 競走馬登録を抹消された馬は、再び登録しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する馬については、この限りでない。

(1) 1歳又は2歳の時に、馬の所有者の申請により競走馬登録を抹消された馬であって、中央競馬の競走に出走したことのないもの

(2) 馬の所有者の申請により競走馬登録を抹消された馬であって、当該抹消後、地方馬登録を受けたもの又は外国所属であったもの

2 前項各号に規定する馬（中央競馬の競走に出走したことのない馬であって、地方馬登録を受けたもの又は外国所属であったものを除く。）について競走馬登録を受けようとする場合には、当該馬の旧登録馬名（競走馬登録を抹消された時における当該馬の馬名をいう。次項において同じ。）をもってするのでなければ登録を受けることができない。この場合において、地方馬登録を受けたことのある馬に係る登録については第23条第1項の規定は、外国所属であった馬に係る登録については同条第2項の規定は、それぞれ適用しない。

3 第1項各号に規定する馬について、当該馬の旧登録馬名をもって登録を行う場合には、第22条第3号の規定は、適用しない。

（馬名の変更）

第26条 競走馬登録を受けた馬の馬名は、変更することができない。ただし、中央競馬、地方競馬及び外国の競馬のいずれの競走にも出走したことのない馬については、1回限り、馬名を変更することができる。

2 前項ただし書の規定により馬名を変更しようとする者は、既に登録を受けている馬名及び変更しようとする馬名を記載した申請書に、理事長が必要と認める書類及び変更登録料5,000円を添え、競馬場長又はトレーニング・センター場長を経て、これを理事長に提出しなければならない。

（所有権の移転及び預託契約の解除の制限）

第26条の2 馬主は、競走馬登録を受けている馬について、第84条に規定する出馬投票の結果、第85条第5項の規定により競走に出走すべき馬に確定したときは、出走すべき馬に確定したときから当該馬が出走すべき競走が実施される日までの間（当該馬について第87

条各号に掲げる場合に該当し当該競走への出走を馬主が取り消し、又は第105条第1項又は第2項の規定により当該競走から除外されたときは、当該取り消し又は除外された日までの間)、当該馬の譲渡又は当該馬を預託している調教師との預託契約の解除(預託している調教師の死亡その他のやむを得ない事由による解除を除く。)をしてはならない。

(所有権の変更の届出)

第27条 馬主が競走馬登録を受けた馬を譲渡し又は譲渡を受けたときは、その譲渡を証する書類を添付して、遅滞なく、その旨を、競馬場長又はトレーニング・センター場長を経て理事長に届け出なければならない。

(指定交流競走に関する特例)

第28条 中央競馬指定交流競走のために行う競走馬登録は、当該中央競馬指定交流競走に関するのみ効力を有する。

2 中央競馬指定交流競走に地方馬登録を受けている馬を出走させようとする馬主が、当該馬について本会の競走馬登録を受けようとする場合は、第18条第2項の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、申請書に協会の馬の登録を証明する書類を添え、提出しなければならない。

3 前項の中央競馬指定交流競走のために行う競走馬登録については、第20条後段、第21条第1項第10号、第22条及び第25条第1項本文の規定は、適用しない。

4 地方競馬指定交流競走のために地方馬登録を受けた本会の競走馬登録を受けている馬については、第24条第1項第2号の規定は、適用しない。

5 中央競馬指定交流競走のために競走馬登録を受けた共有馬については、第14条第2項及び第3項の規定は適用しない。

(国際交流競走に関する特例)

第29条 国際交流競走のために行う競走馬登録は、当該国際交流競走に関するのみ効力を有する。

2 指定外国調教馬の馬主が、当該馬を国際交流競走に出走させるため当該馬について本会の競走馬登録を受けようとする場合は、第18条の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、申請書に権限のある競馬機関の発行する当該馬の輸出証明書又は旅券を添え、提出しなければならない。

3 前項の国際交流競走のために行う競走馬登録については、第17条第3号、第21条第1項第5号及び第11号、第22条並びに第25条第1項本文の規定は、適用しない。

4 国際交流競走のために競走馬登録を受けた共有馬については、第14条第2項及び第3項の規定は適用しない。

第4章 服色の登録

(登録)

第30条 服色の登録は、次に掲げる事項を服色登録簿に記載して行う。

- (1) 服色
 - (2) 馬主の氏名
 - (3) 登録番号及び登録年月日
- (登録の申請)

第31条 服色の登録を受けようとする馬主は、服色を記載した申請書に、登録料3,000円を添え、これを理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の登録の申請があったときは、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録を行う。
- 3 申請書に記載された服色が、次条から第36条までの規定による制限を超えるものと認めるときは、その登録を拒否する。

(服色の制限)

第32条 服色の登録は、馬主1人につき1種とする。

第33条 服色の登録は、胴及びそでを1組としたものにつき行う。

第34条 服色に使用する色は、本会の定める標準色による赤、桃、黄、緑、青、水、紫、薄紫、茶、えび茶、ねずみ、黒及び白の13色でなければ、服色に使用することができない。

第35条 次に掲げる標示でなければ、服色に使用することができない。

(1) 輪（胴又はそでに用いる横線）	幅最小限	6センチメートル
(2) 一文字（胴及びそでに用いる1本輪）	同	6センチメートル
(3) 山形（山形、ひし山形若しくは のこぎり歯形の輪又は帶）	同	6センチメートル
(4) たすき	同	9センチメートル
(5) 縦じま	同	4センチメートル
(6) 格子じま	同	4センチメートル
(7) 元ろく	同	6センチメートル
(8) ダイヤモンド	短径最小限	6センチメートル
(9) うろこ	高さ最小限	7センチメートル
(10) 井げたかすり	短径最小限	9センチメートル
(11) 玉あられ	直径最小限	4.5センチメートル
(12) 星散らし	同	9センチメートル
(13) 蛇の目又は錢形散らし	同	9センチメートル

第36条 胴若しくはそでの地色又は前条各号の標示には、2色以上を使用してはならない。

(登録の拒絶)

第37条 既に登録している服色と同じ服色又はこれらと紛らわしい服色は、登録しない。

- 2 馬主が死亡したことにより登録を抹消された服色と同じである服色は抹消の日から60日を経過する日までは、登録しない。ただし、当該馬主の相続人が登録を申請したときは、

この限りでない。

(服色の使用)

第38条 服色の登録を受けている馬主が馬を出走させるときは、その服色を使用してしなければならない。ただし、共有馬主が共有馬を出走させるときは、共有代表馬主が登録した服色を使用してしなければならない。

第39条 服色の登録を受けている馬主が、やむを得ない事由により、登録を受けている服色を使用することができないときは、本会が定めた服色を使用することができる。

- 2 服色の登録を受けていない馬主は、本会が定めた服色を使用しなければならない。
- 3 前2項により本会が定めた服色を使用する場合には、一競走1頭につき使用料500円を徴収する。

(登録の抹消)

第40条 服色の登録を受けている馬主から抹消の申請があったとき又は当該馬主の馬主登録が抹消されたときは、服色の登録を抹消する。

(指定交流競走に関する特例)

第41条 中央競馬指定交流競走に地方馬登録を受けている馬を出走させようとする馬主が、第39条第1項及び第2項の規定により本会が定めた服色を使用する場合には、同条第3項の規定は、適用しない。

(国際交流競走に関する特例)

第42条 国際交流競走のために行う服色登録は、国際交流競走に関してのみ効力を有する。

- 2 馬主（第16条の規定により馬主登録を受けた者を除く。）が、指定外国調教馬を国際交流競走に出走させる場合において、外国の競馬において使用している自己の服色を使用するための服色登録を受けようとするときは、第31条第1項の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、申請書に登録料3,000円を添え、提出しなければならない。この場合において第32条の規定は適用しない。
- 3 第16条の規定により馬主登録を受けた者が、外国の競馬において使用している自己の服色を国際交流競走において使用するため本会の服色登録を受けようとする場合は、第31条第1項の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、申請書に登録料3,000円を添え、提出しなければならない。
- 4 前2項の国際交流競走のために行う服色登録については、第34条から第37条までの規定は、適用しない。
- 5 第16条の規定により馬主登録を受けた者が、第39条第1項及び第2項の規定により本会が定めた服色を使用する場合には、同条第3項の規定は、適用しない。

第5章 調教師、騎手等

(調教師又は騎手の免許)

第43条 調教師又は騎手の免許は、調教師にあっては、次条及び第45条の規定による調教師

の免許試験に合格した者に対して行い、騎手にあっては、平地競走及び障害競走の競走の種類ごとに同条の規定による騎手の免許試験に合格した者に対して行う。この場合において、調教師の免許試験及び騎手の免許試験のいずれにも合格した者には、その者の希望するいずれか一方のみにつき免許を行う。

(調教師又は騎手の免許試験)

第44条 調教師又は騎手の免許試験は、毎年2回以内行うものとする。ただし、外国において馬の調教又は騎乗に関し免許を受けている者のために臨時の試験（以下「臨時試験」という。）を行うことがある。

- 2 前項の場合において、騎手の免許試験は、平地競走及び障害競走の競走の種類ごとに行うものとする。
- 3 調教師又は騎手の免許試験を行おうとするときは、試験を行う場所及び日時、受験手続その他試験に関する細目を、試験の期日の20日前までに、本会の発行する会報で公示する。ただし、臨時試験にあっては、その都度関係者に通知する。
- 4 調教師の免許試験については28歳以上の者、騎手の免許試験については16歳以上の者でなければ、それぞれその免許試験を受けることができない。ただし、外国において馬の調教に関し免許を受けている28歳未満の者であって理事長が適当と認めるものは、この限りでない。
- 5 調教師又は騎手の免許試験は、次に掲げる事項について行う。ただし、中央競馬の調教師若しくは騎手の免許を受けている者若しくは受けたことのある者、外国において馬の調教若しくは騎乗に関し免許を受けている者又は騎手の免許試験において2以上の種類の競走についての試験を併せて行う場合にこれらの試験の2以上を併せて受けようとする者については、その一部を省略することがある。
 - (1) 身体
 - (2) 学力
 - (3) 人物
 - (4) 調教又は騎乗

第45条 調教師又は騎手の免許試験の実施に関する事務は、免許試験委員会が行う。

- 2 前項の免許試験委員会は、理事長が本会の役員又は職員のうちから任命した免許試験委員をもって組織する。

(調教師又は騎手の欠格事由)

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、調教師又は騎手の免許を受けることができない。

- (1) 精神の機能の障害により馬の調教又は騎乗を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者

- (3) 法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者
- (4) 令第10条第1項第4号の規定により本会、都道府県又は指定市町村が行う競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (5) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (6) 本会の経営委員会の委員
- (7) 本会の役員及び職員
- (8) 馬主
- (9) 第52条第3号（第2号又は第3号に係る部分に限る。）又は第53条第2号若しくは第3号に該当することにより、第52条又は第53条の規定により免許を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- (10) 前各号に定めるもののほか、競馬の公正かつ安全な実施の確保に支障を生ずるおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(受験手続)

第47条 調教師又は騎手の免許試験を受けようとする者は、理事長の定めるところにより、申請書に次の各号に掲げる書類を添え、提出又は提示しなければならない。ただし、中央競馬の調教師又は騎手の免許を受けている者が調教師又は騎手の免許試験を受けようとする場合には、第4号に掲げる書類は、申請書に添付しなくてもよい。

- (1) 住民票記載事項証明書（申請者が本邦外居住者である場合には、旅券）
 - (2) 前条第1号に該当しない旨の書類であって、次に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
 - イ 中央競馬の調教師又は騎手の免許（免許の日から1年間効力を有するものであって、現にその効力を有するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を受けていない者 前条第1号に該当しない旨を記載して記名した書類
 - ロ 中央競馬の調教師又は騎手の免許を受けている者（外国人を除く。） 本籍地の市町村長の発行する身分証明書
 - ハ 中央競馬の調教師又は騎手の免許を受けている外国人 前条第1号に該当しない旨を記載して記名した書類
 - (3) 前条第2号及び第3号に該当しない旨を記載して記名した書類
 - (4) 履歴書
 - (5) 写真
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類
- (戸籍謄本等の提出)

第48条 調教師又は騎手の免許試験（臨時試験を除く。）に合格した者（中央競馬の調教師又は騎手の免許を受けている者を除く。以下この条において「合格者」という。）は、合格後直ちに次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本（合格者が外国人である場合には、住民票の写し）
- (2) 本籍地の市区町村長の発行する身分証明書（合格者が外国人である場合には、第46条第1号に該当しない旨を誓約する書類）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類
(免許証の交付)

第49条 免許した調教師又は騎手に対しては、免許証を交付する。

- 2 本会は、前項の免許証交付の際に、免許手数料3,000円を徴収する。ただし、臨時試験に合格した者であって理事長が指定するものについては、免許手数料は徴収しない。
(免許の有効期間)

第50条 免許の有効期間は、免許の日から1年間（臨時試験に合格した者に対して行う免許については、3月以内で理事長が必要と認める期間）とする。

- 2 現に受けている調教師の免許（臨時試験に合格した者に対して行う免許を除く。）のうち前項の有効期間の満了後に調教師又は騎手の免許を受けない調教師の免許の有効期間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の有効期間の満了の日（以下「満了日」という。）後における最初の火曜日まで延長する。
 - (1) 満了日が木曜日、金曜日又は土曜日であるとき。
 - (2) 天災地変その他やむを得ない理由により免許の有効期間内の開催日を満了日（日曜日又は月曜日である日に限る。）後であって当該満了日後における最初の火曜日以前の日取りに変更するとき。
- 3 現に受けている騎手の免許（臨時試験に合格した者に対して行う免許を除く。）のうち第1項の有効期間の満了後に調教師又は騎手の免許を受けない騎手の免許の有効期間は、天災地変その他やむを得ない理由により免許の有効期間内の開催日を満了日後の日取りに変更する場合であって、次の各号のいずれにも該当するときは、満了日後における最初の火曜日まで延長する。
 - (1) 満了日が日曜日、月曜日、金曜日又は土曜日であるとき。
 - (2) 日取りを変更する前の開催日が満了日以前における最後の金曜日以後の日であるとき。
 - (3) 日取りを変更した後の開催日が満了日後における最初の火曜日以前の日であるとき。
(免許証記載事項の変更等の届出)

第51条 調教師又は騎手は、本籍、住所又は氏名を変更したときは、理事長の定めるところにより、届出書に免許証及び次の各号に掲げる書類を添え、提出又は提示しなければならない。

- (1) 本籍又は氏名を変更した場合にあっては、戸籍抄本（外国人である場合には、住民票記載事項証明書又は旅券）
 - (2) 住所を変更した場合にあっては、住民票記載事項証明書
- 2 調教師又は騎手は、第46条第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。
- （免許の取消し）

第52条 調教師又は騎手が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消す。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 免許の取消しを申請したとき。
- (3) 第46条第1号から第4号まで又は第6号から第8号までの規定のいずれかに該当することとなったとき。

第53条 調教師又は騎手が、次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことがある。

- (1) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者であることが判明したとき。
- (2) 不正の手段により調教師又は騎手の免許を受けたことが判明したとき。
- (3) 調教師免許証又は騎手免許証を他人に利用させ、偽造し、又は変造したとき。
- (4) 地方競馬の競走のため馬を調教し、若しくは騎乗したとき又は地方競馬の競走に馬を出走させたとき。
- (5) 身体に故障を生じ、調教師又は騎手として適当でなくなったとき。
- (6) 前条第3号及び前各号に定めるもののほか、調教師又は騎手として競馬の公正かつ安全な実施の確保に支障を生ずるおそれがあると認めるに足りる相当な理由があることが判明したとき。

（臨場の義務）

第54条 調教師は、その管理する馬を出走させるときは、当該競馬場においてその業務を行わなければならない。ただし、疾病その他やむを得ない事由により当該競馬場においてその業務を行うことができない場合において、裁決委員の許可を受けたときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合には、当該調教師は、当該馬の装鞍所^{あん}ひき付けから競走終了まで（当該馬が第134条第1項に規定する馬に該当する場合は、同条第7項に規定する署名終了まで）の間の調教師の業務を、他の調教師に委嘱し、又は本会が指定した調教助手であって自己が雇用する者に代行させなければならない。
- 3 調教師は、前項の規定により当該馬に関する調教師の業務を他の調教師に委嘱し、又は当該業務を調教助手に代行させるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した書類を付し

て裁決委員に報告しなければならない。

- (1) 当該馬の馬名
 - (2) 当該競馬場において業務を行うことができない理由
 - (3) 委嘱を受けた調教師又は代行させる調教助手の氏名及びその者が当該業務に関して使用する印鑑又はその者の署名
- (調教師の届出義務)

第55条 調教師は馬の所有者と馬の預託契約をしたとき又はその契約を解除したときは、その旨を、競馬場長又はトレーニング・センター場長を経て理事長に届け出なければならない。

(調教助手等)

第56条 調教師は、毎年理事長の承認を受けて調教助手を置き、馬の調教の補助をさせることができる。

- 2 調教師は、前項の規定による承認を受けようとするときは、理事長の定めるところにより、申請書に調教助手として置こうとする者の住民票記載事項証明書、履歴書及び参考となるべき事項を記載した書類を添え、これを競馬場長又はトレーニング・センター場長を経て理事長に提出しなければならない。
- 3 調教師は、第1項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく当該調教助手の戸籍抄本及び理事長が必要と認める書類を競馬場長又はトレーニング・センター場長を経て理事長に提出しなければならない。ただし、前年度において調教助手であった者については、戸籍抄本を提出しなくてもよい。

第57条 調教師は、理事長の承認を受けて騎手候補者を置き、馬の調教又は飼養の補助をさせ、併せて馬の騎乗技術を修得させることができる。

- 2 調教師は、前項の規定による承認を受けようとするときは、理事長の定めるところにより、申請書に騎手候補者として置こうとする者の住民票記載事項証明書、履歴書、親権者の承諾書及び参考となるべき事項を記載した書類を添え、これを競馬場長又はトレーニング・センター場長を経て理事長に提出しなければならない。
- 3 調教師は、第1項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく当該騎手候補者の戸籍抄本及び理事長が必要と認める書類を競馬場長又はトレーニング・センター場長を経て理事長に提出しなければならない。

第58条 調教師は、前2条に規定するほか、馬の飼養を補助させるため、厩務員を置くことができる。

- 2 調教師が、前項の規定により厩務員を置こうとするときは、その氏名及び生年月日を競馬場長又はトレーニング・センター場長に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 3 調教師は、前項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく当該厩務員の戸籍抄本、住民票の写し及び競馬場長又はトレーニング・センター場長が必要と認める書類を当該

競馬場長又はトレーニング・センター場長に提出しなければならない。ただし、当該厩務員が本会の免許を有する他の調教師に雇用されていた者であるときは、戸籍抄本を提出しなくてもよい。

(騎手の兼業の禁止)

第59条 騎手は、いかなる名義をもってするかを問わず、調教のため馬主から馬の預託を受けてはならない。

(競馬の公正を確保するための報告の徴収等)

第59条の2 本会は、競馬の公正な実施を確保するため必要があると認めるときは、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員に対し、報告又は必要な書類の提出を求めることがある。

(中央競馬指定交流競走に関する特例)

第60条 中央競馬指定交流競走のため、協会の調教師の免許を受けている者が本会の調教師の免許を受けようとする場合及び協会の騎手の免許を受けている者が本会の騎手の免許を受けようとする場合は、理事長の定めるところにより申請しなければならない。

2 前項の申請があった場合においては、第43条の規定にかかわらず、免許試験を免除して、協会の調教師の免許を受けている者に対し本会の調教師の免許を行い、又は協会の騎手の免許を受けている者に対し本会の騎手の免許を行う。

3 前項の調教師及び騎手の免許は、第50条第1項の規定にかかわらず、当該中央競馬指定交流競走に関してのみ効力を有する。

4 第2項の調教師及び騎手の免許を受けている者については、第53条第4号の規定は、適用しない。

5 地方競馬指定交流競走は、第53条第4号の地方競馬の競走に該当しないものとする。

第61条 前条第2項の調教師及び騎手の免許については、第49条第2項本文の規定にかかわらず、免許手数料を徴収しない。

(調教助手等に関する特例)

第62条 第60条の規定により免許を受けた調教師が、中央競馬指定交流競走のため地方馬登録を受けている馬の調教又は飼養の補助をさせる者を置こうとする場合は、第56条第1項及び第2項又は第58条第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認を受けて調教助手又は厩務員を置く調教師については、第56条第3項又は第58条第3項の規定は、適用しない。

(国際交流競走に関する特例)

第63条 指定外国調教馬を管理する調教師が、国際交流競走のため当該馬の調教又は飼養の補助をさせる者を置こうとする場合における第56条第1項及び第2項又は第58条第1項及び第2項の規定の適用については、第56条第1項中「毎年理事長」とあるのは「理事

長」と、同条第2項中「住民票記載事項証明書、履歴書及び参考となるべき事項を記載した書類」とあるのは「旅券の写し及び査証の写し」と、「競馬場長又はトレーニング・センター場長を経て理事長」とあるのは「理事長」と、第58条第2項中「その氏名及び生年月日を競馬場長又はトレーニング・センター場長に届け出て」とあるのは「理事長の定めるところにより、申請書に旅券の写し及び査証の写しを添えて提出し」とする。

- 2 前項の規定による承認を受けて調教助手又は厩務員を置く調教師については、第56条第3項又は第58条第3項の規定は、適用しない。

第6章 競馬番組等

(平地競走に用いる馬場)

第64条 平地競走は、長さ1周1,600メートル以上、幅20メートル以上の馬場を用いて行うものとする。ただし、理事長が特に必要があると認める場合には、本文の馬場以外の馬場を用いて行うことがある。

- 2 前項本文の馬場の長さは、内柵から外側1メートルの所で測るものとし、幅は内柵から外柵までの距離を測るものとする。

(障害)

第65条 障害競走に用いる障害は、固定障害と置障害の2種とする。

- 2 障害の高さ、水ごうの幅その他障害に関する事項は、次条の競馬番組で定める。

(競馬番組)

第66条 次に掲げる事項は、競馬番組で定める。

- (1) 当該競馬を開催する競馬場
- (2) 開催日
- (3) 各開催日における各競走の番号、種類、名称、距離、出走資格、負担重量、出走可能頭数、賞金の額及び発走時刻
- (4) 特別登録（法第18条第1項の競走（以下「特別競走」という。）に係る登録をいう。以下同じ。）その他競馬の開催に必要な事項

- 2 競馬番組は、当該競馬の初日から算えて20日前までに本会の発行する会報で公示する。ただし、競馬番組中、出走資格及び負担重量については、当該競走の実施日から算えて5日前までに公示することができる。

(競馬番組の記載事項の変更)

第67条 天災地変その他やむを得ない事由があるときは、前条第1項第2号から第4号までに掲げる事項を変更することがある。

(競走の数)

第68条 競走の数は、1日につき12以内とする。

(競走の種類)

第69条 競走の種類は、サラブレッド系平地競走及びサラブレッド系障害競走とする。

(競走の距離)

第70条 平地競走の距離は、2歳の馬にあっては800メートル以上、3歳以上の馬にあっては1,000メートル以上とする。

2 障害競走の距離は2,000メートル以上とする。

(負担重量)

第71条 負担重量は、次に掲げる3種類とする。

- (1) 馬の年齢によるもの
- (2) ハンデキャップにより定めるもの
- (3) 馬の年齢、性、取得賞金の額、勝利度数その他の競馬番組で定める条件により算出するもの

(馬齢重量)

第72条 平地競走における前条第1号に規定する馬の年齢による負担重量(以下「馬齢重量」という。)は、次の表に定めるとおりとする。ただし、開催日(天災地変その他やむを得ない事由により開催日の日取りを変更した場合における変更後の開催日を除く。)が2日以上連續する場合において、それらの開催日の最初の日とその他の日における馬齢重量が同表に定めるところにより変更されることとなる馬については、当該最初の日現在における同表による重量をもってそれらの開催日におけるその馬の馬齢重量とする。

区分	2歳		3歳	
	9月まで	10月から 12月まで	9月まで	10月から 12月まで
雄 及び せん	55キログラム	56キログラム		57キログラム
雌	55キログラム		54キログラム	55キログラム

(南半球産馬の負担重量)

第73条 南半球で7月1日から12月31日までの間に出生した馬が平地競走(ハンデキャップにより負担重量を定めるものを除く。)に出走する場合については、第71条の規定により定められた負担重量から競馬番組で定める重量を減じた重量をもってその馬の負担重量とする。

(開催日の日取りを変更した場合の馬齢重量等の取扱い)

第73条の2 天災地変その他やむを得ない事由により開催日の日取りを変更した場合において、当該変更後の開催日における馬齢重量及び前条に規定する負担重量の取扱いについては、競馬番組で定める。

(騎手についての負担重量の減量)

第74条 特別競走及びハンデキャップにより負担重量を定める競走のいずれでもない競走に、次の各号に掲げる騎手が騎乗する場合（第2号イ及び第3号に掲げる騎手にあっては平地競走に騎乗する場合に、第2号ロに掲げる騎手にあっては障害競走に騎乗する場合に限る。）には、競馬番組で定める重量を第71条の規定により定められた負担重量（前2条の規定により定められたものを含む。以下この条において同じ。）から減ずる。

(1) 女性騎手（第44条第1項本文の免許試験に合格し騎手の免許を受けている女性及び第60条の規定により騎手の免許を受けている女性（規則第45条第6項で準用する規則第21条第1項本文の免許試験に合格し協会の騎手の免許を受けている者に限る。）をいう。）

(2) 中央競馬の見習騎手（第44条第1項本文の免許試験に合格して騎手の免許を受けている者のうち、本会、協会又は外国の競馬機関の騎手免許を受けていた期間が5年未満であって、次のイ又はロに掲げる騎手の免許の競走の種類ごとに当該イ又はロに定めるものをいう。）

イ 平地競走 平地競走における勝利度数が100回以下の騎手

ロ 障害競走 障害競走における勝利度数が20回以下の騎手

(3) 地方競馬の見習騎手（第60条の規定により騎手の免許を受けている者のうち、本会、協会又は外国の競馬機関の騎手免許を受けていた期間を通算した期間が5年未満であって平地競走における勝利度数が100回以下のものをいう。）

2 前項の規定による負担重量の減量があった場合において、同項第1号の女性騎手であり、かつ、同項第2号又は第3号の見習騎手であるときの第71条の規定により定められた負担重量から減ずる重量の取扱いについては、競馬番組で定めるものとする。

3 第1項第2号の場合における勝利度数は、当該騎手が、次の各号に掲げる競走（第2号及び第3号に掲げる競走にあっては、競走馬登録を受けている馬に騎乗したものに限る。）において、初めて騎乗した日以降当該競走の出馬投票締切日の前日までに騎乗して得た1着の回数とする。

(1) 中央競馬の競走

(2) 地方競馬指定交流競走

(3) 理事長が指定する外国の競馬の競走

4 第1項第3号の場合における勝利度数は、当該騎手が、次の各号に掲げる競走（第3号に掲げる競走にあっては、地方馬登録を受けている馬に騎乗したものに限る。）において、初めて騎乗した日以降当該競走の出馬投票締切日の前日までに騎乗して得た1着の回数とする。

(1) 中央競馬の競走

(2) 地方競馬の競走

(3) 外国の競馬の競走

(最低の負担重量)

第75条 平地競走における最低の負担重量は、50キログラム（競馬番組で指定する競走にあっては、49キログラム）とする。

- 2 障害競走における最低の負担重量は、3歳の馬にあっては56キログラムとし、4歳以上の馬にあっては57キログラムとする。
- 3 第71条及び前3条の規定により定められた負担重量が、前2項に規定する最低の負担重量を下回る場合は、前2項に規定する重量を負担重量とする。

(特別登録)

第76条 特別競走にその所有する馬（その者が組合である馬主の場合には、組合財産である馬）を出走させようとする者は、次に掲げる事項（その馬が競走馬登録を受けている馬である場合には、第1号及び第3号に掲げる事項）を記載した申込書に特別登録料を添えて提出し、登録を受けなければならない。

- (1) 馬名又は馬の名称
- (2) 馬の性及び年齢並びに当該馬の父母の品種及び名称
- (3) 馬主若しくは所有者の氏名（馬主が共有馬主である場合には共有代表馬主の氏名、所有者が法人である場合にはその名称）又は馬主が第13条第1項の規定により自己の代理人とした調教師の氏名
- 2 特別登録の申込みの場所及び締切日時、特別登録の条件並びに特別登録料の金額は、競馬番組で定める。
- 3 特別登録料は、分割して徴収することがある。この場合には、分割して納付する金額及びその納付期限は、競馬番組で定める。

第77条 前条の規定により既に徴収した特別登録料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当した場合は、この限りでない。

- (1) その特別競走が行われなかつたとき。
- (2) 第85条第1項の規定によりその馬がその特別競走に出走できる馬とならなかつたとき。
- (3) 第122条の規定によりその特別競走が不成立となつたとき。
- (4) 第128条第2項の規定により失格となつた馬、第130条第1項若しくは第2項の規定により着順を変更された馬又は第151条第3項若しくは第153条第3項の規定により失格の裁決若しくは裁定を取り消された馬が、競馬番組で定めるところにより、その特別競走に出走できる馬でなくなつたとき。

第78条 第76条の規定による申込書に記載した事項（当該申込みに係る馬が競走馬登録を受けている馬である場合にあっては第76条第1項第2号に掲げる事項を含む。以下この項において同じ。）が真実でないと認めるときは、登録を拒絶し、既に登録した後において申込書に記載した事項が真実でないことが判明したときは、登録を取り消す。

2 前項の規定により登録を取り消したときは、登録は、取消の日からその効力を失う。

第79条 特別登録を受けた馬の所有権を取得した者は、当該登録に係る権利義務を承継することができる。

(馬体及び調教状況の審査)

第80条 中央競馬の競走に出走したことのない馬（第25条第1項第2号に規定する馬のうち、再び競走馬登録を受けたものであって、当該登録後出走したことのないものを含む。）は、理事長の指名した者の行う馬体及び調教状況の審査を受け、これに合格しなければ、競走に出走させることができない。

2 裁決委員が指定した馬は、理事長の指名した者の行う馬体及び調教状況の審査を受け、これに合格するまでの間、競走に出走させることができない。

第7章 出走馬

(出走)

第81条 競走に勝利を得る意志がないのに馬を出走させてはならない。

第82条 競走に出走させることができる馬は、軽種の馬とする。

第83条 平地競走に出走させることができる馬は、2歳以上の馬とする。ただし、2歳の馬は、出生の日から起算して2年を経過しなければ出走させることができない。

2 障害競走に出走させることができる馬は、3歳以上の馬とする。ただし、3歳の馬は、出生の日から起算して3年を経過しなければ出走させることができない。

3 馬の年齢は、その馬が出生した年の1月1日から起算する。

(出馬投票)

第84条 馬主は、馬を出走させようとするときは、競馬番組で定める日時において出馬投票をしなければならない。

2 出馬投票は、当該馬主が、当該競走について馬名、騎手の氏名及び負担重量を投票用紙に記載し、競馬番組で定める締切時刻までに、これを投票してしなければならない。

3 馬主は、同じ馬につき、前項の競馬番組で定める締切時刻を同じくする競走について、2競走以上の出馬投票をしてはならない。

4 同じ馬につき、2競走以上の出馬投票があったときは、競馬番組で定めるところにより、いずれか一の競走に対する出馬投票を有効とする。

5 出馬投票は、第2項の締切時刻以前でなければ取り消すことができない。

(出走すべき馬の確定)

第85条 馬場取締委員は、一の競走に出馬投票をした馬（次項の規定により出馬投票をしたものとみなす馬を含む。）の頭数が、当該競走の出走可能頭数を超過しない場合（競馬番組で定める基準により当該競走を取りやめる場合を除く。）にあっては出馬投票をした全ての馬を、当該競走の出走可能頭数を超過した場合にあっては抽選その他の競馬番組で定める方法により出走可能頭数と同数の馬を、当該競走に出走できる馬と定める。

- 2 前項の場合において、出走できる馬とならなかった馬の馬主が、当該馬を前条第2項の競馬番組で定める締切時刻を同じくする他の競走に出走させることを希望する旨申出をした場合は、当該馬につき、前条の規定にかかわらず、競馬番組で定める方法により、その希望する競走に出馬投票をしたものとみなすことがある。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の申出に準用する。
- 4 馬場取締委員は、第1項の規定により出走できる馬と定められた馬につき、その馬名、負担重量及び騎手の氏名を速やかに公表する。
- 5 競走に出走すべき馬は、前項の公表により確定したものとする。

第86条 馬場取締委員は、競走に出走すべき馬について、次条各号に掲げる場合に該当し当該競走への出走を馬主が取り消した馬及び第105条第1項の規定により競走から除外された馬を除き、競馬番組で定める日時において、抽選又は競馬番組で定める公正な方法により馬の番号を定め、速やかに当該馬番号を公表するものとする。

(出走の取消し)

第87条 馬主は、出走すべき馬について、次の各号に掲げる場合を除き、当該競走への出走を取り消すことができない。

- (1) 馬の事故の内容を記載した書面又は疾病を証明する書類（委員長が指定する獣医師の診断書に限る。）を提出し、裁決委員の許可を受けたとき。
- (2) 騎手の事故の内容を記載した書面又は疾病を証明する書類（委員長が指定する医師の診断書に限る。）を提出し、裁決委員の許可を受けたとき。

(騎手の変更)

第88条 馬主は、出走すべき馬について騎手を変更しようとするときは、当該変更の事由を記載した書面（当該事由が疾病の場合にあっては、委員長が指定する医師の診断書を含む。）を提出し、裁決委員の許可を受けた場合を除き、その騎手を変更することができない。

(競走の取締り)

第89条 家畜伝染病にかかっている馬、その疑いがあると診断された馬又は家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）により移動を禁止されている馬は、競走に出走させることができない。

第90条 調教師が調教した馬でなければ、競走に出走させることができない。

第90条の2 獣医委員は、競馬の公正確保並びに馬の福祉及び事故防止の観点から馬に対して行うことを制限する行為に関し、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員に対し、必要な事項を命じ、又は指示を与えることができる。

(入厩の義務)

第91条 競走馬登録を受けている馬であって、当該登録後第74条第3項各号に掲げる競走に出走したことのあるもの（以下この条において「既出走馬」という。）を競走に出走さ

せようとする場合は、当該競走の実施される日の10日前から、既出走馬でない馬を競走に出走させようとする場合は、当該競走の実施される日の15日前から、それぞれ引き続いて本会の管理する厩舎に入厩させていなければ、当該競走に出走させることができない。

(指定交流競走及び国際交流競走に関する特例)

第92条 中央競馬指定交流競走に出走する地方馬登録を受けている馬及び国際交流競走に出走する指定外国調教馬については、第90条及び前条の規定は、適用しない。

第93条 中央競馬の競走に出走した日（地方競馬指定交流競走に出走した馬にあっては、当該競走に出走した日）から起算して5日を経過した馬でなければ、再び中央競馬の競走に出走させることができない。

2 地方馬登録を受けている馬を中央競馬指定交流競走に出走させようとする場合は、当該競走の実施される日の直前の地方競馬の競走に出走した日から起算して5日を経過しないければ、当該競走に出走させることができない。

(装具等)

第94条 調教師は、安全な競走の実施の確保に支障が生ずるおそれ等があるとして理事長が定めた装具等を使用して、馬を競走に出走させてはならない。

第95条 騎手は、むちその他の理事長が定めた装具等以外のものを使用又は着用して、競走に騎乗してはならない。

2 騎手は、帽、保護ベストその他の理事長が定めた装具を着用しないで、競走に騎乗してはならない。

第96条 他の馬に危険を及ぼすおそれがある鉄さいその他の加工をしてい鐵を使用した馬は、競走に出走させることができない。

(騎手の変更命令)

第97条 裁決委員は、次に掲げる場合には、騎手の変更を命ずることができる。

- (1) 競走に騎乗させることが危険と認められるとき。
- (2) 競走の公正を害するおそれがあると認められるとき。

(前検量)

第98条 前検量は、騎手及び当該騎手の装具（むち及び帽を除く。次条第3項において同じ。）並びに鞍（付属具、鞍下毛布、ゼッケン（番号ゼッケンを除く。）を含む。以下同じ。）の重量を総計したものを計量して行わなければならない。

第99条 競走に騎乗しようとする騎手は、当該競走の実施される日において当該競馬場で最初に実施される競走の発走時刻前70分から騎乗しようとする競走の発走時刻前50分までの間に、検量所において、第85条第4項の規定により公表された負担重量に保護ベストの標準的な重量に相当する分として1キログラムを加えた重量（以下「加算重量」という。）につき前検量を受けなければならない。ただし、騎手の変更により新たに騎乗することとなったときその他検量委員がやむを得ない事由があると認めたときは、定められた時間

外に前検量を受けることができる。

- 2 検量委員は、前項の規定により計量した重量から保護ベストの標準的な重量に相当する分として1キログラムを減じた重量を直ちに発表しなければならない。この場合において、その重量に0.5キログラムに満たない端数があるときは、これを切り捨て、0.5キログラムを超える1キログラムに満たない端数があるときは、その端数を0.5キログラムとして発表するものとする。
- 3 騎手は、第1項の前検量を受けたときは、同項に規定するもののほか、騎手及び当該騎手の装具の重量を総計したもの（以下「騎手重量」という。）につき計量しなければならない。
- 4 騎手の変更により新たに競走に騎乗することとなった場合であって検量委員が認めたときは、前条の規定にかかわらず、変更後の騎手は、自らの騎手重量につき検量を受け、変更前の騎手が当該競走に係る前検量を受けたときに計量した騎手重量と一致させることにより、競走に騎乗することができる。この場合において、当該変更後の騎手は、当該騎手重量の検量をもって、当該変更前の騎手が前検量で計量した重量で前検量を行ったものとする。

第100条 騎手は、加算重量を負担させて、競走に騎乗しなければならない。ただし、前条第1項の規定により計量した重量が加算重量を超える場合又は第104条第5項に規定する場合であって、その超える重量が1キログラムの範囲内であり、かつ、裁決委員がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合においては、前条第1項の規定により計量した重量又は第104条第5項に規定する場合の鞍の重量に同条第2項の規定により計量した騎手重量を加えた重量を負担させて、競走に騎乗しなければならない。

(^{あん}装鞍所)

第101条 調教師は、競走に出走させようとする馬を、競馬番組で定める時までに装鞍所にひき付けなければならない。

- 2 調教師は、前項の規定によりひき付けた馬に装鞍する前に、装鞍しようとする鞍の重量と、その馬に騎乗しようとする騎手が前検量で計量した重量から当該前検量を受けたときに計量した騎手重量を差し引いた重量とが同じであることを確認するため、鞍の重量に係る検量（以下「鞍検量」という。）を受けなければならない。ただし、獣医委員の許可を得て、装鞍所に馬をひき付ける前に獣医委員の命を受けた者の立会いの下で装鞍する場合にあっては、騎手が第98条の前検量を受けたときに、検量所において鞍検量を受けるものとする。

第102条 装鞍所における馬の管理に必要な事項は、獣医委員が定める。

(下見所)

第103条 調教師は、馬場取締委員の命するところに従い、馬を装鞍所から下見所にひき付

けなければならない。

第104条 騎手は、当該競走について、馬場取締委員が定める時刻までに、下見所に集合しなければならない。ただし、馬場取締委員がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 騎手は、前項の集合後速やかに、騎手重量につき検量を受けることにより、当該騎手重量が第99条第3項の規定により計量した騎手重量と相違ないことを確認しなければならない。ただし、引き続いて2以上の競走に騎乗するときその他検量委員がやむを得ない事由があると認めたときは、当該競走の騎乗前に、検量所において当該検量を受けることができるものとする。
- 3 騎手は、当該競走に騎乗する場合には、前項の騎手重量に係る検量を受けた後において、裁決委員が特に認めた場合を除き、騎手重量に影響を与えるおそれがある行為をしてはならない。
- 4 騎手は、鞍検量を受けた後の鞍について、重量の調整をしてはならない。ただし、第2項の騎手重量に係る検量の結果、当該騎手が前検量で計量した重量で競走に騎乗するため、当該鞍の重量の調整を行うことについて検量委員がやむを得ない事由があると認めたときは、これを行うことができるものとする。
- 5 検量委員は、鞍検量を受けた後の鞍又は前項ただし書による重量の調整を行った鞍の重量に第2項の規定により計量した騎手重量を加えて算出した重量が加算重量を超える場合であって、その超える重量が0.5キログラム以上であるときは、当該算出した重量から保護ベストの標準的な重量に相当する分として1キログラムを減じた重量を直ちに発表しなければならない。この場合において、その重量に0.5キログラムに満たない端数があるときは、これを切り捨て、0.5キログラムを超え1キログラムに満たない端数があるときは、その端数を0.5キログラムとして発表するものとする。
- 6 騎手は、馬場取締委員の命ずるところに従い、騎乗して常歩で馬場に出なければならぬ。

(競走除外)

第105条 裁決委員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該馬を競走から除外することができる。

- (1) 調教師が第133条又は第101条の規定に違反し、又は調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員が第132条の3の規定による獣医委員の命令若しくは指示又は第102条の規定により獣医委員の定めた事項に従わなかった場合
- (2) 騎手が事故又は疾病のため騎乗することができない場合において、騎手を変更することができないと認めた場合
- (3) 馬が事故又は疾病のため出走することが不適当であると認めた場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、競走の公正を確保するため必要がある場合

2 発走委員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該馬を競走から除外することができる。

- (1) 馬の事故又は疾病により発走することができない場合
- (2) 騒狂その他の著しい悪癖により発走を遅延させ、又は他の馬に危険を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公正な発走を期するため必要があると認めた場合

3 前項の規定により馬を競走から除外したときは、発走委員は、直ちにその旨を裁決委員に通知しなければならない。

第8章 発走、到達順位、着順等

(発走)

第106条 騎手は、馬場に出た馬を、審判台の前を常歩で通過させなければならない。

- 2 馬場に出た馬には、発走委員の許可がないのに口を取る者がついてはならない。
- 3 馬場に出た騎手は、発走委員の許可がないときは、下馬することができない。
- 4 騎手は、発走委員による集合合図があったときは、速やかに、馬を発走地点に集合させなければならない。
- 5 騎手は、発走委員の指示に従い、あらかじめ定められた発馬機の枠に馬を入れなければならぬ。

第107条 馬は、駐立から発走させなければならない。

第108条 発走委員は、他の馬に危険又は不利益を生じさせるおそれがあると認めた馬については、その馬の駐立を保持する者をつけさせ、又は外枠から発走させることができる。

2 発走委員は、馬の突進による前扉の破損その他の事由により発馬機の当該枠が使用することができなくなったと認めた場合には、その枠から発走すべき馬を外枠から発走させることができる。

第109条 発走委員は、発馬機で発走合図を行う。

- 2 発走委員は、発走合図が真正でないと認めたときは赤旗を左右に振ってその旨を表示し、その表示があったときは、発走線の前方にいる発走委員の助手は、白旗を左右に振つて、その発走合図が真正でない旨を表示する。
- 3 騎手は、前項の白旗の表示があったときは、速やかに、馬を発走地点に集合させるものとする。
- 4 発走委員は、前項の規定により馬が発走地点に集合した後、再び第1項の発走合図を行う。

第110条 発走委員は、騎手が次の各号のいずれかに該当する場合には、その騎手の氏名及び該当する事項を、遅滞なく、裁決委員に通知しなければならない。

- (1) 発走合図を受ける前に、突進その他の行為により、発走に利益を得ようとし、又は発走を遅延させた場合

- (2) 緩慢に発走させた場合
 - (3) 発走合図を受けたのに発走させなかつた場合
- (競走)

第111条 騎手は、競走において、馬の全能力を發揮させなくてはならない。

第112条 騎手は、その騎乗する馬のでん端から後続馬の鼻端までに2馬身以上の距離がないのに後続馬の進路に入つてはならない。

- 2 騎手は、競走中みだりに斜行し、又はだ行してはならない。
- 3 騎手は、決勝線に至る直線走路において、一度定めた進路をみだりに変えてはならない。
- 4 騎手は、競走中他の馬を押圧し、他の馬に衝突し、又は障害を斜めに飛びこえてはならない。
- 5 騎手は、競走中十分な間隔がないのに、他の馬と他の馬との間若しくは他の馬と柵との間に入り、又はそれらの間から他の馬を追い抜いてはならない。

第113条 騎手は、競走中みだりに高声を発し、又はむちを不当に使用してはならない。

第114条 騎手は、馬が走路外に逸走した場合において、競走を継続するためには、逸走し始めた地点に引き返さなければならぬ。

第114条の2 裁決委員は、第125条第3項の規定による着順確定前に、出走した馬につき次の各号のいずれかに該当する事由があると認めたときは、当該馬の騎手は落馬したものとする。

- (1) 競走中、当該馬が転倒し又は当該馬に騎乗する騎手の身体の一部が地面に触れた場合
- (2) 当該馬の鼻端が決勝線に到達したときに、当該馬に騎乗する騎手の身体が当該馬及び当該馬の装具のいずれからも離れていた場合

2 騎手は、落馬した場合は競走を継続してはならない。

第115条 騎手は、競走中馬の競走能力に著しい変化が生じたと認めるとときは、競走終了後直ちに、裁決委員に報告しなければならぬ。

(到達順位)

第116条 到達順位は、馬の鼻端が決勝線に到達した順位により、決勝審判委員が判定する。

- 2 決勝審判委員は、本会の定めた写真機により撮影した写真を、前項の到達順位の判定の参考とするものとする。ただし、到達順位の判定が容易な場合であつて、決勝審判委員が写真を参考とする必要がないと認めたときは、この限りでない。

第117条 決勝審判委員は、到達順位を判定するとともに、到達差を確認しなければならぬ。

2 到達差は、先に決勝線に到達した馬の鼻端から、次の馬の鼻端までの距離とする。

(決勝線に到達したとみなさない場合)

第117条の2 裁決委員は、第125条第3項の規定による着順確定前に、出走した馬につき、

騎手が落馬した場合又は裁決委員が当該馬について競走の継続が困難であると認めた場合は、当該馬は決勝線に到達した馬とはみなさないものとする。

第118条 決勝審判委員は、第1位から第5位までの馬の到達順位、到達差及び最初に決勝線に到達した馬がその競走に要した時間を、直ちに公表しなければならない。

2 前項の規定により公表した到達順位に誤りがあることが、第125条第3項の規定により着順が確定するまでに判明したときは、公表した事項を訂正することができる。

第119条 2頭以上の馬が同時に決勝線に到達した場合には、これらの到達順位は同順位とする。

(後検量)

第120条 到達順位が第7位までの馬の騎手及び特に裁決委員が指定した馬の騎手は、当該競走終了後、直ちに負担重量の後検量を受けなければならない。

2 前項の規定により負担重量の後検量を受けなければならない騎手は、騎乗したままで検量所に行き、馬場取締委員の命ずるところに従って下馬しなければならない。

3 馬の負傷、疾病その他やむを得ない事由により、騎乗したままで検量所に行くことができないときは、馬場取締委員の許可を受けて、下馬して検量所に行くことができる。

4 騎手が死亡したときその他やむを得ない事由により検量を受けることができないと裁決委員が認めたときは、第1項の後検量は、省略する。

5 第98条の規定は、後検量について準用する。

第121条 前条第1項の規定により検量所に行った騎手は、馬場取締委員の指図があるまでは、その馬を検量所の構内に置かなければならない。

(審議の公表)

第121条の2 裁決委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、第125条第3項の規定による着順確定前に、当該競走に係る事象に関する審議を行う旨を公表するものとする。

(1) 次条の規定により競走を不成立とする可能性があると認めたとき。

(2) 到達順位が第5位までの馬（第5位までに到達した可能性があり、その到達順位の判定を速やかに行うことが困難であると認められる馬として、裁決委員が指定したものと含む。次号において同じ。）について、第123条各号の規定による失格又は第124条第1項の規定による降着とする可能性があると認めたとき。

(3) 到達順位が第5位までの馬について、第127条第1項に規定する失格又は降着の裁決の申立てがあったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、裁決委員が特に必要があると認めたとき。

2 裁決委員は、前項の規定により審議を行う旨の公表を行ったときは、当該審議の終了後、直ちにその結果について公表するものとする。この場合において、当該審議の結果の公表のうち、前項第2号から第4号までの規定による公表に係るものについては、第125条第4項の規定による着順の確定に係る公表と併せて、これを行うものとする。

(競走不成立)

第122条 裁決委員は、第125条第3項の規定による着順確定前に、災害、投石等の妨害行為その他の事由により競走若しくは競走に係る開催執務委員の職務の執行に重大な支障があり、又は競走が所定の走路と異なる走路で行われたと認めた場合は、委員長の承認を得て、その競走を不成立とする。

(失格)

第123条 裁決委員は、第125条第3項の規定による着順確定前に、決勝線に到達した馬につき次の各号のいずれかに該当する事由があると認めたときは、その馬を失格とする。

- (1) 第132条第1項から第3項までの規定に違反した場合
- (2) 正当の理由がないのに馬の全能力を発揮させなかつた場合
- (3) 不正の目的をもって、第100条の規定に違反した場合
- (4) 第112条第1項、第4項若しくは第5項又は第113条の規定に違反して他の馬の走行を妨害したと認められる行為（他の騎手又は他の馬の動作による危険を避けるためにやむを得ず第112条第1項、第4項又は第5項の規定に違反して他の馬の走行を妨害する行為を除く。以下「有責妨害」という。）のうち、極めて悪質かつ他の騎手又は他の馬に対する危険な行為であって、当該行為が競走に重大な支障を生じさせた場合
- (5) 第114条の規定に違反した場合
- (6) 真正な発走合図を受けてから3,000メートル以下の競走においては5分、3,000メートルを超える競走においては7分を経過して、馬が決勝線に到達した場合
- (7) 騎手が第120条第4項の場合を除き、同条第1項の後検量を受けなかつた場合
- (8) 前検量で計量した重量（第104条第5項の規定により重量を発表した場合にあっては当該算出した重量）から後検量で計量した重量を差し引いた重量が、1キログラムを超えた場合
- (9) 競走に関し、馬が、不正な協定の実行その他不正な目的に供せられた場合

(降着)

第124条 裁決委員は、次条第3項の規定による着順確定前に、決勝線に到達した馬（前条の規定により失格となった馬（以下「失格馬」という。）を除く。）が有責妨害を行ったと認め、かつ、当該有責妨害を行ったと認められた馬が被害馬（当該有責妨害を受けた一の馬であって、決勝線に到達したもの（失格馬を除く。）をいう。以下同じ。）より前又は同時に決勝線に到達した場合において、当該有責妨害がなければ、被害馬が当該有責妨害を行ったと認められた馬より前に決勝線に到達したと認めたときは、その馬を降着とする。ただし、被害馬が当該有責妨害を行ったと認められた馬に対し有責妨害を行ったと認めた場合には、その馬を降着としないことができる。

2 前項の規定により降着となった馬（以下「降着馬」という。）は、その対象被害馬（降着の裁決の対象となった被害馬をいう。付録において同じ。）より後の着順とする。

(着順)

第125条 競走（降着馬がある場合の競走を除く。）において、失格馬を除き、第116条の規定により決勝審判委員が最初に決勝線に到達したと判定した馬を第1着とし、その他の馬については決勝審判委員がその馬より前に決勝線に到達したと判定した馬の頭数に1を加えたものをもってその馬の着順とする。この場合において、同時に決勝線に到達した馬は同着とする。

- 2 降着馬がある場合の競走における各馬の着順は、決勝線に到達しなかった馬及び失格馬を除き、付録に定めるところによりその馬より前の着順とされる馬（以下「上位馬」という。）のない馬を第1着とし、その他の馬については上位馬の頭数に1を加えたものとする。この場合において、同じ着順とされる馬は同着とする。
- 3 裁決委員は、競走終了後遅滞なく、前2項の規定による着順を確定し、その旨を宣言しなければならない。この場合において、失格馬又は降着馬があるときは、併せてその旨を宣言しなければならない。
- 4 前項の規定により、裁決委員が着順の確定を宣言したときは、直ちにその旨を公表するものとする。
- 5 規則第8条第1項ただし書の規約で定める各馬の着順は、第3項の規定により確定する着順とする。
- 6 規則第7条第1項から第5項までの勝馬は、第3項の裁決委員の着順の確定宣言（重勝式勝馬投票法にあっては、その最後の競走に係る第3項の裁決委員の着順の確定宣言）により確定する。

第126条 同着の場合における賞金は、その着順以下同着となった馬の頭数に相当する着順までの賞金の総金額を、同着馬の頭数に等分して同着となった馬に交付する。

- 2 同着の場合において、賞状又は賞品を分割することができないときは、抽せんその他適当な方法で処理する。

（失格又は降着の裁決の申立て）

第127条 競走に出走した馬の馬主、調教師（第54条第2項の規定によりその競走につきその馬に関する業務の委嘱を受けた調教師又は代行を命ぜられた調教助手を含む。）又は騎手は、その競走において当該馬に対し有責妨害を行ったとする馬を第123条第4号の規定による失格又は第124条第1項の規定による降着とする裁決を求める旨の申立てを、第125条第3項の規定による着順の確定前に限り、行うことができる。

- 2 前項の申立ては、保証金30,000円を添え、書面をもって裁決委員に対して行わなければならない。
- 3 裁決委員は、第1項の申立てがあったときは、これを裁決し、その結果を申立てを行つた者に通知する。
- 4 裁決の結果、その申立てに係る第123条第4号の規定による失格又は第124条第1項の

規定による降着が認められた場合は、第2項の保証金は返還する。

(勝馬確定後の着順の変更等)

第128条 裁定委員会は、第125条第3項の規定により着順が確定した馬（第151条第3項の規定により失格の裁決を取り消された馬を含む。）について、当該競走が行われた日の翌日から起算して5年以内に、第123条第1号、第2号又は第9号のいずれかに該当する事由があると認めた場合は、その馬を失格とする。

2 裁定委員会は、第151条第3項の規定により前条第1項に規定する失格の裁決の申立ての棄却の裁決を取り消した場合は、第125条第3項の規定により着順が確定した馬のうち第123条第4号に該当する事由があると認めた馬を失格とする。

第129条 裁定委員会は、第151条第3項の規定により第127条第1項に規定する降着の裁決の申立ての棄却の裁決を取り消した場合は、第125条第3項の規定により着順が確定した馬（前条第2項の規定により失格となった馬を除く。）のうち、第124条第1項の規定による降着に相当するものと認めた馬を降着とする。

第130条 第128条第1項の規定による失格があった場合又は第151条第3項の規定により失格、降着若しくは第127条第1項に規定する失格又は降着の裁決の申立ての棄却の裁決を取り消した場合は、その競走の各馬の着順のうち裁定委員会が着順を変更する必要があると認めた馬の着順を変更する。

2 第153条第3項の規定により失格の裁定を取り消した場合は、その競走の各馬の着順のうち理事長が着順を変更する必要があると認めた馬の着順を変更する。
3 前2項の規定により着順を変更される馬の変更後の着順及び第151条第3項又は第153条第3項の規定により失格の裁決又は裁定を取り消された馬の当該競走における着順は、第125条第1項又は第2項の例により決定するものとする。

(賞金等の返還)

第131条 前条第1項又は第2項の規定による着順の変更があった場合において、当該失格となった馬又は当該着順を変更された馬に係る当該競走における賞状、賞品又は賞金を既に受領している者は、理事長が指定する期日までに、競馬番組で定めるところにより、当該賞状、賞品又は賞金を本会に返還しなければならない。

第9章 禁止薬物及び規制薬物

(競走能力に影響を及ぼす薬品及び薬剤の使用禁止)

第132条 出馬投票をした馬その他の競走に出走させようとする馬（次項において「出走予定馬」という。）について、別表(2)に掲げる馬の競走能力を一時的に高め、又は減ずる薬品又は薬剤（以下「禁止薬物」という。）を使用してはならない。

2 禁止薬物以外のものであっても、出走予定馬について馬の競走能力を一時的に高め、又は減ずる目的をもって使用してはならない。
3 出走させようとする競走の当日（以下「競走当日」という。）において禁止薬物の影響

下にある馬を出馬投票してはならない。

- 4 競走当日において禁止薬物の取締りの一環として出走を制限する期間であって理事長が定める期間内にある馬についても、前項と同様とする。
- 5 調教師は、前各項の規定の違反を防止するため、自己の管理する馬について適切な措置を執らなければならない。
- 6 第1項から第4項までの規定に違反した場合又は違反した疑いがある場合には、裁決委員は、当該馬の馬体の検査、検査材料（尿、唾液、血液、被毛等をいう。以下同じ。）の採取その他必要な措置を執ることができる。

（規制薬物の影響下にある馬の出走制限等）

第132条の2 競走当日において馬の福祉及び事故防止の観点から使用を規制する薬品又は薬剤であって別表(3)に掲げるもの（以下「規制薬物」という。）の影響下にある馬を出馬投票し、又は規制薬物の影響下にある馬を競走に出走させてはならない。

- 2 競走当日において規制薬物の取締りの一環として出走を制限する期間であって理事長が定める期間内にある馬についても、前項と同様とする。
- 3 調教師は、前2項の規定の違反を防止するため、自己の管理する馬について適切な措置を執らなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定に違反した場合又は違反した疑いがある場合には、裁決委員は、当該馬の馬体の検査、検査材料の採取その他必要な措置を執ることができる。

（薬物の取締り）

第132条の3 獣医委員は、第132条第1項から第4項まで並びに前条第1項及び第2項の規定の違反を防止するため、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員に対し、必要な事項を命じ、又は指示を与えることができる。

第133条 獣医委員及びその命を受けた者が、馬の監視のため厩舎内へ出入りする場合は、これを拒むことができない。

（理化学検査）

第134条 競走において、第125条第3項の規定により確定した着順が第3着までの馬及び特に裁決委員が指定した馬については、禁止薬物及び規制薬物に関する検査（以下「理化学検査」という。）を行う。

- 2 前項に規定する馬の調教師は、当該馬について理化学検査を受けるために必要な検体（尿又は血液をいう。以下同じ。）の採取を受けなければならない。ただし、裁決委員が特に認めた場合は、この限りでない。
- 3 前項本文の場合においては、獣医委員の指示するところにより、尿若しくは血液のいずれか又は尿及び血液の双方を検体として採取するものとする。
- 4 第2項の調教師は、第125条第3項の規定による当該競走の着順確定後直ちに当該馬を検体採取所にひき付け、当該馬の検体の採取が終了するまで、当該馬を検体採取所にけい

留しなければならない。ただし、獣医委員は、特に必要と認めた場合は、検体採取所に替え、検体を採取する場所を別に指定することができる。

- 5 第1項に規定する馬に対しては、当該競走終了後から検体の採取が終了するまでの間、給飼し、又は投薬してはならない。ただし、獣医委員が特に認めた場合は、この限りでない。
- 6 本会は、第3項の規定により採取した検体をA検体及びB検体に分割し、それぞれの容器に同一の管理番号を付すものとする。
- 7 第2項の調教師は、検体採取所（第4項ただし書に規定する場所を含む。）に出頭し、当該馬の検体の採取に立ち会い、かつ、A検体及びB検体の容器に付す管理番号を確認の上、獣医委員の指示に従って署名をしなければならない。この場合において、当該馬の調教師は、獣医委員が許可した者にこれを行わせることができる。
- 8 検体採取所における馬の管理に必要な事項は、獣医委員が定める。

第135条 第132条第6項又は第132条の2第4項に規定する場合において、裁決委員が必要と認めるときには、同項の規定に基づき採取した検査材料について、理化学検査を行う。

- 2 前条第6項及び第7項の規定は、前項の理化学検査について準用する。この場合において、前条第6項中「第3項の規定により採取した検体」とあるのは「採取した検査材料」と、同条第7項中「第2項の調教師は、検体採取所（第4項ただし書に規定する場所を含む。）に出頭し」とあるのは「第132条第6項又は第132条の2第4項に規定する馬の調教師は、裁決委員の指定した場所に出頭し」と、「検体の採取」とあるのは「検査材料の採取」と、「獣医委員」とあるのは「裁決委員」と読み替えるものとする。

第136条 本会は、前2条に規定する理化学検査を公益財団法人競走馬理化学研究所（以下「研究所」という。）に行わせるものとし、採取したA検体及びB検体の容器を封印の上、速やかに研究所に送付するものとする。

- 2 前項の理化学検査は、最初にA検体に対して行うものとし、当該理化学検査において禁止薬物又は規制薬物の存在が確認された場合には、研究所は直ちに本会に当該A検体の管理番号及び存在が確認された禁止薬物名又は規制薬物名を報告しなければならない。
- 3 本会は、前項の報告を受けた場合には、B検体に対する理化学検査（以下「再検査」という。）の日時を指定し、当該日時に再検査を行うよう研究所に通知するものとする。
- 4 再検査は、理化学検査に関して学識経験を有する者のうちから理事長が委嘱した者の立会いの下で行うものとする。
- 5 前項に規定する立会人以外の者は、再検査に立ち会うことができない。
- 6 再検査において、第2項のA検体に対する理化学検査において存在を確認された禁止薬物と同じ禁止薬物の存在が確認された場合には、当該禁止薬物について第132条第1項の規定の違反が、存在を確認された規制薬物と同じ規制薬物の存在が確認された場合には、当該規制薬物について第132条の2第1項の規定の違反が、それぞれあったものとす

る。

7 第1項に規定する理化学検査において、禁止薬物のうち別表(2)において特に指定するものについては、当該禁止薬物に係る閾値（禁止薬物の存否についての判定の際、理化学検査において一定の値を超えた場合に限り、当該禁止薬物の存在が確認されたものとする当該値をいう。）に基づいて存在を確認するものとする。

第10章 制裁等

(制裁の種類)

第137条 本会の行う制裁は、次のとおりとする。

- (1) 調教師の調教又は騎手の騎乗を停止すること。
- (2) 馬主、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員に対し過怠金を課すること。
- (3) 馬主、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員に対し戒告すること。
- (4) 馬主、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者若しくは厩務員又は馬主、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者若しくは厩務員であった者に対し本会の行う競馬に関与することを禁止し、又は停止すること。

(競馬関与の禁止又は停止)

第138条 次の各号のいずれかに該当する馬主、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員は、本会の行う競馬に関与することを禁止し、又は停止する。

- (1) 馬の血統を証明する書類を偽造し、変造し、又は不正に行使した者
- (2) 不正の目的をもって、資格のない馬について競走馬登録若しくは特別登録を受け、又は資格のない馬を出走させた者
- (3) 競走に関し、不正な協定の申込みをし、又は不正な協定をした者
- (4) 競走の公正を害する行為をすることを条件として、財物その他の利益を收受し、要求し、又は收受することを約束した者
- (5) 競走の公正を害する目的をもって調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員に対し、暴行し、脅迫し、財物その他の利益を与えようとし、与え、又は与えることを約束した者
- (6) 競走の公正を害する目的をもって、競走馬に危害を加え、若しくは加えようとし、又は不正の処置をし、若しくはしようとした者
- (7) 不正の目的をもって、第100条の規定に違反した騎手
- (8) 競走について利益を得、又は他人に得させるため馬の全能力を発揮させなかつた者
- (9) 第132条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (10) 第132条第1項又は第2項の規定の違反に該当した馬を事情を知って出走させ、又は出走させようとした者
- (11) 競走の実施を妨害し、又は開催執務委員（第178条第2項の来場促進委員、総務委員、情報管理委員、広報委員、走路監視委員、施設委員及びシステム統括委員を含む。第

147条第14号及び第15号並びに第179条第1項において同じ。)が職務を執行することを妨害した者

(12) 法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者

(13) 前号に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられた者であつて競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの

2 前項各号のいずれかに該当する者であつて、その該当することとなった当時(第12号及び第13号については、その有罪判決の中で示された罪となるべき事実があつた当時)において、馬主、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は廐務員であったものは、本会の行う競馬に関与することを禁止し、又は停止する。

第139条 次の各号のいずれかに該当する場合には、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は廐務員は、直ちに裁決委員に、その旨を報告しなければならない。

(1) 前条第1項第3号に該当する協定の申込みを受けた場合

(2) 前条第1項第5号に該当する暴行若しくは脅迫を受け、又は財物その他利益の提供、又は提供の申込みがあった場合

(3) 競走馬につき、前条第1項第6号に該当する危害を加えられ、若しくは加えられようとし、又は不正な処置をされ、若しくはされようとした場合

(競馬の公正を確保するための馬の出走停止)

第140条 競走の公正を確保するため、馬が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて、その馬の出走を停止する。

(1) 競走において他の馬に危害を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 調教が十分でないとき。

(3) 健康に支障があるとき。

(4) 第132条第1項又は第2項の規定の違反があつたとき。

(5) 競走に関し、不正な協定の実行その他不正な目的に供せられるおそれがあるとき。

第141条 馬主(法人にあってはその役員、組合にあってはその組合員)が法違反で起訴された場合その他競馬の公正を害するおそれがあると認められる刑事事件で起訴された場合は、その裁判が確定するまでの間、その者の所有する馬(共有馬を含み、法人の役員にあってはその法人の所有する馬とし、組合の組合員にあってはその組合の組合財産である馬とする。)の出走を停止する。

第142条 出走すべき馬が、第87条各号に掲げる事由によらないで、出走しなかったときは、その馬につき、30日以内において、期間を定めて出走を停止する。

第143条 第131条の規定により、賞状、賞品又は賞金を返還しなければならない馬主が、理事長が指定する期日までにこれらを返還しないときは、当該期日の翌日からその返還がある日までの間、その者の所有する馬(共有馬を含み、その者が組合である場合には、組

合財産である馬。次条において同じ。) の出走を停止する。

第144条 地方競馬指定交流競走に馬を出走させた馬主が、地方競馬の実施に関する規程の規定により、当該競走における当該馬に係る賞状、賞品、賞金、奨励金、手当その他これに類する金品（以下この条において「賞金等」という。）を指定された期日までに返還しなければならない場合であって、当該期日までに賞金等を返還しないときは、当該期日の翌日からその返還がある日までの間、その者の所有する馬の出走を停止する。

（競馬の公正を確保するための調教又は騎乗の停止）

第145条 第138条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、次の各号のいずれかに該当する調教師又は騎手に対して、期間を定めて、調教又は騎乗を停止する。

- (1) 正当の理由がないのに第120条第1項の規定に違反した騎手
- (2) 第110条第2号若しくは第3号の規定に該当した騎手又は正当の理由がないのに第111条の規定に違反した騎手
- (3) 競走の公正を害し、又は競走に支障を生じさせた調教師又は騎手

第146条 調教師又は騎手が法違反で起訴された場合その他競馬の公正を害するおそれがあると認められる刑事事件で起訴された場合は、その裁判が確定するまでの間、その者の調教又は騎乗を停止する。

（調教若しくは騎乗の停止、戒告又は過怠金の賦課）

第147条 競馬の公正を確保するため、第138条第1項各号及び第145条各号のいずれか又は前条に該当する場合を除き、次の各号のいずれかに該当する馬主、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員に対して、期間を定めて、調教若しくは騎乗を停止し、戒告し、又は1,000,000円以下の過怠金を課する。

- (1) 資格のない馬について競走馬登録若しくは特別登録を受け、若しくは受けようとし、又は資格のない馬を出走させ、若しくは出走させようとした馬主又は調教師
- (2) 第14条の届出を怠り、又は虚偽の届出をした共有代表馬主
- (3) 第27条の届出を怠り、又は虚偽の届出をした馬主
- (4) 馬主の名義を借りた者と馬の預託契約をした調教師
- (5) 第54条の規定に違反した調教師
- (6) 第94条から第96条まで又は第103条の規定に違反した調教師又は騎手
- (7) 第99条第1項、第3項若しくは第104条第1項から第4項までの規定に違反した騎手
又は正当の理由がないのに第101条若しくは第112条の規定に違反した調教師若しくは騎手
- (8) 第100条の規定に違反した騎手
- (9) 第120条第3項の許可を受けないで、下馬して検量所に行った騎手
- (10) 第113条、第114条、第114条の2第2項若しくは第121条の規定に違反した騎手又は第110条第1号の規定に該当した騎手

- (11) 第132条第1項若しくは第2項の規定の違反に該当した馬を事情を知らないで出走させ、若しくは出走させようとし、第132条の2第1項若しくは第2項の規定の違反に該当した馬を事情を知って若しくは事情を知らないで出走させ、若しくは出走させようとし、馬主の代理人として第132条第3項若しくは第4項若しくは第132条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して出馬投票をし、又は第132条第5項若しくは第132条の2第3項の規定に違反した調教師
- (12) 第134条第2項、第4項若しくは第7項の規定に違反した調教師又は同条第5項の規定に違反した調教師、騎手、調教助手、騎手候補者若しくは廐務員
- (13) 第131条の規定に違反した調教師、騎手、調教助手又は廐務員
- (14) 開催執務委員の命令又は指示に従わなかった者
- (15) 開催執務委員以外の競馬に関する事務に従事する者の職務執行を妨害した者
- (16) 第139条の規定に違反した調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は廐務員
- (17) 地方競馬指定交流競走の公正かつ安全な実施を害する行為をした者（その行為について既に当該競走に係る制裁を行う機関により戒告を受けた者を除く。）
- (18) 外国の競馬の競走の公正かつ安全な実施を害する行為をした者（その行為について既に当該競走に係る制裁を行う機関により戒告若しくは過怠金の賦課に相当する制裁を受けた者又は期間を定めて騎乗を停止された騎手であって、当該競走後から引き続き本邦外の地域にあり、かつ、当該騎乗を停止された期間を満了したものと認められるものを除く。）
- (19) 前各号に定めるもののほか、競馬の公正確保について業務上の注意義務に違反した者
- (20) 競馬の公正確保について業務上の注意義務を負う者としてふさわしくない非行のあった者
- (21) 第59条の2の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告せず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者
(権限の分配)

第148条 競馬開催期間内において発生した事由に関する30日以内の調教、騎乗又は馬の出走の停止並びに過怠金の賦課及び戒告の制裁等は、次項に規定する事項に係る制裁等を除き、裁決委員が行う。

- 2 裁決委員は、競馬開催期間内において発生した事由に関し競馬関与の禁止若しくは停止又は30日を超える調教、騎乗若しくは馬の出走の停止の制裁等を行う必要があると認めた事項その他特に必要と認めた事項については、取調書類に意見を付して裁定委員会に送付しなければならない。
- 3 前項に規定する事項に関する制裁等及び競馬開催期間外において発生した事由に関する制裁等は、裁定委員会が行う。

- 4 裁決委員は、必要があると認めるときは、裁定委員会の議定すべき事項の関係者に対し、その議定のあるまで、馬の調教、騎乗若しくは馬の出走を停止し、又はその議定のあるまで、その者に係る賞状、賞品若しくは賞金の授与若しくは支払を停止することができる。
- 5 裁定委員会の組織及び運営について必要な事項は、理事長が定める。

(予防措置)

第149条 裁決委員は、競走の公正を確保するため必要であり、又は安全な競馬の実施に支障を来すおそれがあると認めたときは、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員に対して、予防上必要な指導措置を執るものとする。

(裁決についての不服申立て)

第150条 次の各号のいずれかに該当する者であって、当該失格、降着又は棄却の裁決について不服のあるものは、裁定委員会に対して不服申立てをすることができる。

- (1) 失格馬の馬主、調教師及び騎手（当該裁決があった当時において、当該馬の馬主、調教師又は騎手であった者を含む。次号及び第3号において同じ。）
 - (2) 降着馬の馬主、調教師及び騎手
 - (3) 第127条第1項の失格又は降着の裁決の申立てを棄却された馬主、調教師及び騎手
- 2 前項の規定による不服申立ては、当該裁決のあった日の翌日から起算して2日以内に保証金100,000円（第127条第1項に規定する失格又は降着の裁決の申立てを行った場合にあっては、70,000円）を添え、次に掲げる事項を記載した書面をもってしなければならない。
- (1) 不服申立人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 不服申立てに係る裁決
 - (3) 不服申立ての趣旨及び理由
 - (4) 不服申立ての年月日

第151条 裁定委員会は、前条第1項の規定による不服申立てを受理したときは、遅滞なくこれを審理し、その裁定の結果を当該不服申立人に書面で通知するものとする。

- 2 前条第1項の規定による不服申立てが理由がないときは、裁定委員会は、裁定で、当該不服申立てを棄却する。
- 3 前条第1項の規定による不服申立てが理由があるときは、裁定委員会は、裁定で、当該裁決を取り消す。

(裁定についての不服申立て)

第152条 第128条第1項の規定により失格となった馬の馬主、調教師及び騎手（当該失格となった競走が行われた当時において、当該馬の馬主、調教師又は騎手であった者を含む。）であって、当該裁定について不服のある者は、理事長に対して不服申立てをすることができる。

- 2 第150条第2項の規定は、前項の規定による不服申立てについて準用する。この場合に

において、同項中「裁決」とあるのは「裁定」と、「2日以内」とあるのは、「30日以内」と読み替えるものとする。

第153条 理事長は、前条第1項の規定による不服申立てを受理したときは、遅滞なくこれを審理し、その決定の結果を当該不服申立人に書面で通知するものとする。

2 前条第1項の規定による不服申立てが理由がないときは、理事長は、決定で、当該不服申立てを棄却する。

3 前条第1項の規定による不服申立てが理由があるときは、理事長は、決定で、当該裁定を取り消す。

(制裁についての不服申立て)

第154条 失格馬又は降着馬の馬主、調教師又は騎手であって、当該失格又は降着の原因となったその者の行為について裁決委員による制裁を受けた者のうち、当該制裁に不服のあるものは、裁定委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、第150条第1項の規定による不服申立てと併せて行うのでなければ、これをしてはできない。

2 前項の規定にかかわらず、第145条各号又は第147条第6号から第10号まで若しくは第12号から第19号までの規定のいずれかに該当する騎手であって、裁決委員による制裁として騎乗を停止された者のうち、当該騎乗の停止に不服のあるものは、裁定委員会に対して不服申立てをすることができる。

3 前2項の規定による不服申立ては、当該制裁のあった日の翌日から起算して2日以内に、第150条第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該不服申立てに係る制裁を記載した書面をもってしなければならない。

4 第2項の規定による不服申立ては、前項に規定する書面に保証金100,000円を添え、しなければならない。

第155条 裁定委員会は、前条第1項又は第2項の規定による不服申立てを受理したときは、遅滞なくこれを審理し、その裁定の結果を当該不服申立人に書面で通知するものとする。

2 前条第1項又は第2項の規定による不服申立てが理由がないときは、裁定委員会は、裁定で、当該不服申立てを棄却する。

3 前条第1項又は第2項の規定による不服申立てが理由があるときは、裁定委員会は、裁定で、当該制裁を取り消し、又は変更する。

第155条の2 第137条第2号に規定する過怠金を課された者であって、当該制裁について不服のあるものは、理事長に対して不服申立てをすることができる。

2 第150条第2項の規定は、前項の不服申立てについて準用する。この場合において、同項中「前項の規定による」とあるのは「第155条の2第1項の規定による」と、「裁決のあった日」とあるのは「制裁を受けた日」と、「2日以内に保証金100,000円（第127条第1項に規定する失格又は降着の裁決の申立てを行った場合にあっては、70,000円）を添え」とあるのは「3月以内に」と、同項第2号中「裁決」とあるのは「制裁の内容」と読み替

えるものとする。

第155条の3 理事長は、前条第1項の規定による不服申立てを受理したときは、遅滞なくこれを審理し、その決定の結果を当該不服申立人に書面で通知するものとする。

- 2 前条第1項の規定による不服申立てが理由がないときは、理事長は、決定で、当該不服申立てを棄却する。
- 3 前条第1項の規定による不服申立てが理由があるときは、理事長は、決定で、当該制裁を取り消す。

(不服申立ての取下げ)

第156条 不服申立人は、当該不服申立てに係る裁定委員会の裁定又は理事長の決定があるまでは、いつでも当該不服申立てを書面で取り下げができる。

- 2 前項の規定により第150条第1項の規定による不服申立てが取り下げられた場合は、第154条第1項の規定による不服申立ては、併せて取り下げられたものとみなす。

(保証金の没収及び返還)

第157条 第151条第2項若しくは第153条第2項の規定による棄却又は第155条第2項の規定による棄却(第154条第2項による不服申立てに係るものに限る。)があった場合及び前条第1項の規定による取下げがあった場合は、当該不服申立てに係る保証金は、これを没収する。

- 2 第151条第3項若しくは第153条第3項の規定による取消しがあった場合又は第155条第3項の規定による取消し若しくは変更(第154条第2項による不服申立てに係るものに限る。)があった場合は、当該不服申立てに係る保証金(当該不服申立てが第150条第1項第3号に係るものである場合は、第127条第2項の保証金を含む。)は、これを返還する。

(競馬の円滑な実施を確保するための報告の徴収等)

第157条の2 本会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、馬主、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員に対し、報告又は必要な書類の提出を求めることがある。

(競馬の円滑な実施を確保するための制裁等)

第157条の3 馬主が次条第1項第1号に掲げる者に該当するときは、その者の所有する馬(共有馬を含む。)の出走を停止することができる。

第157条の4 次の各号のいずれかに該当する馬主、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員に対して、期間を定めて、調教若しくは騎乗を停止し、戒告し、又は1,000,000円以下の過怠金を課する。

- (1) 競馬に対する社会的な信頼を損なうものと認められる行為を行ったことにより、競馬の円滑な実施に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 第157条の2の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告せず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者

2 前項各号のいずれかに該当する者については、競馬を開催している日の競馬場及び場外設備に入場することを拒否することができる。

第157条の5 前2条に規定する制裁等は、裁定委員会が行う。

2 裁定委員会は、前項の規定に基づき制裁等を行おうとするときは、あらかじめ、社会又は競馬に関し学識経験を有する者で構成される委員会の意見を聞くものとする。

3 前項に定めるもののほか、前項の委員会の組織及び運営について必要な事項は、理事長が定める。

第11章 勝馬投票

(勝馬投票法)

第158条 本会が実施する勝馬投票法は、単勝式勝馬投票法、複勝式勝馬投票法、連勝単式勝馬投票法、連勝複式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法とする。

2 本会が実施する連勝単式勝馬投票法は、馬番号二連勝単式勝馬投票法及び馬番号三連勝単式勝馬投票法とする。

3 本会が実施する連勝複式勝馬投票法は、枠番号二連勝複式勝馬投票法、普通馬番号二連勝複式勝馬投票法、拡大馬番号二連勝複式勝馬投票法及び馬番号三連勝複式勝馬投票法とする。

4 本会が実施する重勝式勝馬投票法は、五重勝単勝式勝馬投票法とする。

5 理事長が指定する競馬場において開催する競馬については、前各項に規定する勝馬投票法のうち、いずれかの勝馬投票法を用いないことがある。

第159条 枠番号二連勝複式勝馬投票法を用いる場合においては、規則付録第3に定める枠番号の付け方のうち別表(4)の例により枠番号を定める。

第160条 馬番号二連勝単式勝馬投票法、枠番号二連勝複式勝馬投票法及び普通馬番号二連勝複式勝馬投票法は、勝馬投票券発売開始の時に出走すべき馬が2頭以下であるときは用いない。

2 拡大馬番号二連勝複式勝馬投票法、馬番号三連勝単式勝馬投票法及び馬番号三連勝複式勝馬投票法は、勝馬投票券発売開始の時に出走すべき馬が3頭以下であるときは用いない。

3 枠番号二連勝複式勝馬投票法は、勝馬投票券発売開始の時に前条の規定により同一の枠番号を付けた馬がある競走について用いる。

(勝馬投票券)

第161条 勝馬投票券には、次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 勝馬投票法の種類を示す文字

(2) 当該競馬場名（重勝式勝馬投票法であって、その競走を実施する競馬場が複数あるときは、その全ての競馬場名）

(3) 当該競馬開催（重勝式勝馬投票法であって、その競走を実施する競馬開催が複数ある

ときは、その全ての競馬開催。以下この号において同じ。) の年及びその年における当該競馬開催の順位を示す文字

- (4) 当該競走(重勝式勝馬投票法にあっては、そのすべての競走。次号及び第6号において同じ。)が当該競馬の何日目であるかを示す文字
- (5) 当該競走の番号
- (6) 当該競走についての1種類以上の馬の番号(連勝単式勝馬投票法、連勝複式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法にあっては組。以下同じ。)
- (7) 前号のそれぞれの馬の番号に係る勝馬投票の金額(100円の整数倍に相当する金額とする。)及び2種類以上の馬の番号を記載する場合にあってはその合計額
- (8) 勝馬投票券番号
(勝馬投票券の発売)

第162条 勝馬投票券は、別表(1)の競馬場内の勝馬投票券発売所及び令第2条第1項の承認を受けた競馬場外の勝馬投票券発売所において発売する。

2 次の各号に掲げる勝馬投票券については、法第6条第3項に規定する電磁的記録の作成をもってその作成に代えるものとする。

- (1) 電話機、電子計算機その他の機器により勝馬投票券の購入を申し込む者との間において締結される次に掲げる要件を満たす内容を定めた契約(以下「電話・インターネッット投票契約」という。)に基づいて本会が発売する勝馬投票券
 - イ 本会が当該勝馬投票券の受領を当該申込者に代わって行うこと。
 - ロ 当該勝馬投票に係る金額の支払は、当該申込者の金融機関の口座から本会の金融機関の口座に当該額を振り込む方法又は当該申込者を名義人とするクレジットカードの発行者に本会の金融機関の口座に当該額を振り込ませる方法(以下「クレジットカード決済」という。)のいずれかによるものとすること。
 - ハ 当該勝馬投票券に係る払戻金等(払戻金、法附則第5条第1項の1号給付金及び2号給付金並びに返還金をいう。以下同じ。)の交付は、当該申込者の金融機関の口座に振り込む方法(クレジットカード決済を行う場合における返還金にあっては、当該勝馬投票に係る金額と当該勝馬投票券に係る返還金の額を相殺する方法)によるものとすること。
- (2) 識別カード(理事長が指定するカードであって勝馬投票を行おうとする者を識別するものをいう。)を利用して勝馬投票券の購入を申し込む者との間において締結される次に掲げる要件を満たす内容を定めた契約(以下「識別投票契約」という。)に基づいて本会が発売する勝馬投票券
 - イ 本会が当該勝馬投票券の受領を当該申込者に代わって行うこと。
 - ロ 本会の電子計算機において当該申込者があらかじめ勝馬投票券を購入する額として設定した額に対し当該勝馬投票に係る金額に相当する額の減算及び当該勝馬投票券に

係る払戻金等に相当する額の加算を行うこと並びに当該減算及び加算の結果生じた額を当該申込者に対して精算すること。

- 3 勝馬投票券の発売は、法第6条第2項に規定する勝馬投票券をもって行う。
- 4 本会は、電話・インターネット投票契約を締結した者であつて、当該者又は当該者の家族その他の理事長が定める者からの申請に基づき、理事長が、電話機、電子計算機その他の機器を通じた勝馬投票券の購入の申込みを受け付けないこと（以下この項において「申込拒否」という。）を相当と認めるものについて、申込拒否を行う。

第163条 勝馬投票券は、その競走（重勝式勝馬投票法にあっては、そのすべての競走）に出走すべき馬が確定した後でなければ発売しない。

- 2 勝馬投票券の発売は、その競走（重勝式勝馬投票法にあっては、その最初の競走）の発走の時までに締め切る。

（勝馬投票券の枚数等の公表等）

第164条 勝馬投票券の発売を締め切ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

ただし、重勝式勝馬投票法にあっては、競馬場内において入場者の求めに応じて当該事項を開示する。

- (1) 勝馬投票法の種類別並びに単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法にあっては各馬別、連勝単式勝馬投票法、連勝複式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法にあっては各組別に区分した勝馬投票券の発売枚数
- (2) 重勝式勝馬投票法において法第9条第1項又は第3項の加算金がある場合にあっては、当該加算金の額

第165条 勝馬投票券を発売したときは、第161条各号に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成し、当該勝馬投票券の控えとして60日間当該勝馬投票券の発売に係る事務を所掌する部の長が保管するものとする。

- 2 電話・インターネット投票契約及び識別投票契約に基づき本会が発売した勝馬投票券は、当該勝馬投票券の発売に係る事務を所掌する部の長が60日間保管するものとし、当該勝馬投票券の控えについては、前項の規定は適用しない。

（みなす着順）

第166条 馬番号二連勝単式勝馬投票法、枠番号二連勝複式勝馬投票法、普通馬番号二連勝複式勝馬投票法及び拡大馬番号二連勝複式勝馬投票法においては、第1着となった馬が2頭以上あるときは、これらの馬のうちいずれか任意の1頭を第2着の馬とみなす。

- 2 拡大馬番号二連勝複式勝馬投票法においては、第2着となった馬が2頭以上あるときは、これらの馬のうちいずれか任意の1頭を第3着の馬とみなす。
- 3 馬番号三連勝単式勝馬投票法及び馬番号三連勝複式勝馬投票法においては、第1着となった馬が3頭以上あるときは、これらの馬のうちいずれか任意の2頭を第2着の馬及び第3着の馬とみなし、第1着となった馬が2頭あるときは、これらの馬のうちいずれか

任意の1頭を第2着の馬とみなし、第2着となった馬が2頭以上あるときは、これらの馬のうちいずれか任意の1頭を第3着の馬とみなす。

(払戻金等)

第167条 勝馬が決定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 法第8条又は第9条第2項の払戻金の額（法附則第5条第1項各号の1号給付金又は2号給付金を交付する場合においては、当該払戻金の額に1号給付金又は2号給付金の額を加えて得た額）
- (2) 重勝式勝馬投票法において法第9条第1項又は第3項の加算金がある場合にあっては、当該加算金の額
- (3) 重勝式勝馬投票法において勝馬投票の的中者がない場合にあっては、払戻金を交付しないこと

第168条 払戻金等は、当該勝馬投票券と引換えに交付する。

第169条 払戻金等は、別表(1)の競馬場内の払戻金交付所及び令第2条第1項の承認を受けた競馬場外の払戻金交付所において交付する。

第170条 第161条の規定により記載された文字が不明である勝馬投票券又は甚だしく破損した勝馬投票券に対しては、払戻金等は交付しない。

第12章 入場料、入場者等

(入場料)

第171条 競馬場の入場者に対しては、1人1日につき100円から5,000円までの範囲内において理事長が定める額の入場料を徴収し、入場券を交付する。ただし、法第5条ただし書の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 次に掲げる者については、前項本文の規定にかかわらず、入場料を徴収しない。
 - (1) 規則第4条第1項第1号から第6号までに定める者
 - (2) 皇族
 - (3) 外交官
 - (4) 競馬に関し学識経験を有する者であって理事長の定めるもの
 - (5) 中央競馬に関し功労のあった者であって理事長の定めるもの
 - (6) 競走馬登録を受けている馬を生産した者
 - (7) 中央競馬に關係する報道関係者であって理事長の定めるもの
 - (8) 農林水産大臣の承認を受けた団体の役員若しくは職員又は中央競馬に關係する行政機関の職員であって理事長の定めるもの
 - (9) 警察職員、消防職員、鉄道職員その他の者であって理事長が競馬開催に關し必要と認めるもの
 - (10) 15歳未満の者
 - (11) 中央競馬の事務に從事する者

(12) 競馬場内の売店の従業員

(事務従事者等)

第172条 次に掲げる者は、競馬の開催期間中は、馬場においてその管理に係る事務に従事する場合その他の競馬の安全な実施の確保のために理事長がその必要がないと認めた場合を除き、競馬場内並びに競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所（以下「場外設備」という。）において、本会又は本会の指定する者が交付する記章又は通行章を着用しなければならない。

- (1) 本会の役員及び職員並びに中央競馬の事務に従事する者
 - (2) 調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員
 - (3) 馬主
 - (4) 報道関係者
 - (5) 前各号に掲げる者以外の者であって本会が必要と認めるもの
- 2 前項の場合において、同項第1号及び第2号に掲げる者のうち理事長が指定するものは、同項に規定する記章又は通行章のほか、本会の定めるところにより、制服を着用しなければならない。
- 3 第1項第4号及び第5号に掲げる者の範囲は、委員長が定める。

(厩舎区域内の取締り)

第173条 次に掲げる者でなければ、競馬を開催している競馬場の厩舎区域に入ることができない。

- (1) 競馬に関する政府職員
 - (2) 本会の役員及び職員並びに中央競馬の事務に従事するもの
 - (3) 調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員
 - (4) その競馬場の厩舎に馬を入厩させている馬主
 - (5) 前各号に掲げる者以外の者であって委員長が特に許可したもの
- (入場の拒否)

第174条 委員長は、競馬を開催している日に、次の各号（第171条第1項ただし書に規定する場合にあっては第2号から第8号まで）のいずれかに該当する者に対し、その競馬場に入場することを拒否する。

- (1) 入場券を持っていない者（第171条第2項各号に掲げる者を除く。）
- (2) 第172条第1項各号に掲げる者であって、本会又は本会の指定する者が交付する記章又は通行章を着用していない者
- (3) 本会、都道府県又は指定市町村が行う競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (4) 他人の勝馬投票券の購入を妨害し、又は強制し、若しくはこれに故なく干渉した者
- (5) 法第30条第3号、第31条第1号若しくは第34条に掲げる者又はこれに該当すること

となるおそれがある者

- (6) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (7) 他人の迷惑となるような服装をし、又は言動をしている者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、競馬の公正を害し、又は競馬場内の秩序を乱すおそれがある者

(退場命令)

第175条 委員長は、競馬を開催している日に既に入場している者が次の各号のいずれかに該当する場合には、競馬場から退場を命ずることができる。

- (1) 前条各号（第171条第1項ただし書に規定する場合にあっては前条第2号から第8号まで）に掲げる者
- (2) 違法な行為をし、又はしようとした者
- (3) 競馬の実施を妨げる行為をし、又はしようとした者
- (4) 競馬場内の秩序を乱した者
- (5) 競馬場内で業として勝馬の予想をし、又は委員長の許可を受けないで物品を販売した者
- (6) 第157条の4第2項の規定に基づき競馬を開催している日の競馬場に入場することを拒否された者

(入場の制限)

第175条の2 委員長は、競馬場への入場の制限を申請した者又は競馬場への入場の制限の対象となる者の家族その他の理事長が定める者からの申請に基づき、理事長が、競馬場への入場を制限すること（以下この条において「入場制限」という。）を相当と認める者について、入場制限を行う。

(準用規定)

第176条 前3条の規定（第174条第1号に係る部分を除く。）は、場外設備について準用する。この場合において、「競馬場」とあるのは「場外設備」と読み替えるものとする。
(一定の場所への立入禁止)

第177条 馬場、審判台、検量所、装鞍所^{あん}、検体採取所、下見所、勝馬投票券発売所又は払戻金交付所には、本会の役員及び職員その他これらの場所において競馬の事務に従事する者又は委員長が特に許可した者でなければ、立ち入ることができない。

第13章 開催執務委員

(開催執務委員)

第178条 本会は、競馬を開催する場合には、令第11条第2項各号の事務を処理させるため、次に掲げる開催執務委員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 裁決委員
- (4) 馬場取締委員
- (5) ハンデキャップ作成委員
- (6) 検量委員
- (7) 発走委員
- (8) 決勝審判委員
- (9) 勝馬投票委員
- (10) 獣医委員
- (11) 整理委員

2 前項の開催執務委員のほか、催事その他の競馬場への来場促進施策を総括するため来場促進委員を、競馬場における競馬開催に係る庶務に関する事務を処理させるため総務委員を、競馬場及び場外設備の入場者等に対する競馬に関する情報の提供に関する事務を処理させるため情報管理委員を、広報に関する事務を処理させるため広報委員を、競走の監視に関する事務を処理させるため走路監視委員を、施設の保守に関する事務（馬場取締委員の所掌に属するものを除く。）を処理させるため施設委員を、システムの運用に関する事務を処理させるためにシステム統括委員を置く。

（委員長）

第179条 委員長は、開催執務委員の長として、当該競馬の開催に関する事務を掌理し、かつ、他の開催執務委員を指揮統轄し、並びに競馬の紛争を処理する。

2 委員長は、災害その他やむを得ない事由により競馬を開催することができない場合には、あらかじめ理事長の承認を受けて、競馬又は競走を取りやめ、又は中止することができる。この場合において、あらかじめ理事長の承認を受ける余裕がないときは、理事長の承認を受けないで競馬又は競走を取りやめ、又は中止することができる。

（副委員長）

第180条 副委員長は、委員長を補佐して当該競馬の開催に関する事務を掌理し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときに、臨時に、その職務を行う。

（裁決委員）

第181条 裁決委員は、着順の確定、失格又は降着の裁決の申立ての裁決、出走馬又は騎手に対する保安措置、制裁及び競馬の公正を害すべき行為の取締りに関する事務をつかさどる。

（馬場取締委員）

第182条 馬場取締委員は、出馬投票、走路の指示、下見所、馬場その他競走に必要な設備の管理及び人馬の救護に関する事務をつかさどる。

(ハンデキャップ作成委員)

第183条 ハンデキャップ作成委員は、ハンデキャップの作成に関する事務をつかさどる。

(検量委員)

第184条 検量委員は、負担重量の計量に関する事務をつかさどる。

(発走委員)

第185条 発走委員は、発走に関する事務をつかさどる。

(決勝審判委員)

第186条 決勝審判委員は、到達順位、到達差及び馬が競走に要した時間の計測に関する事務をつかさどる。

2 決勝審判委員は、補助員に、馬が競走に要した時間を計測させる。

(勝馬投票委員)

第187条 勝馬投票委員は、勝馬投票券の発売及び払戻金等の交付に関する事務をつかさどる。

(獣医委員)

第188条 獣医委員は、出走馬の馬体検査、検査材料及び検体の採取、馬の競走能力に影響を及ぼし若しくは馬の福祉及び事故防止の観点から使用を規制する薬品及び薬剤の使用又は馬に対して行うことを制限する行為の取締り並びに装鞍所及び検体採取所における馬の管理に関する事務をつかさどる。

(整理委員)

第189条 整理委員は、競馬場及び場外設備の入場者の整理その他競馬場内及び場外設備内の秩序を維持するために必要な取締り並びに入場者に対するサービスに関する事務をつかさどる。

第14章 公正審査委員

第190条 理事長は、次に掲げる処分を行おうとする場合は、あらかじめ、日本中央競馬会法施行規則（昭和29年農林省令第56号）第2条の8に規定する者（以下「公正審査委員」という。）の意見を聞くものとする。

- (1) 馬主登録及びその抹消
- (2) 調教師及び騎手の免許並びにその取消し
- (3) 前2号に掲げる処分及び日本中央競馬会法施行令（昭和29年政令第258号）第3条に規定する処分についての審査請求に対する裁決
- (4) 第153条第2項及び第3項並びに第155条の3第2項及び第3項の決定

2 公正審査委員は、次に掲げる者のうちから、理事長が任命する。

- (1) 法律に関し学識経験を有する者
- (2) 社会に関し学識経験を有する者
- (3) 競馬に関し学識経験を有する者

- 3 公正審査委員は、7人以内とする。
- 4 公正審査委員の任期は、2年とする。ただし、公正審査委員は、再任されることができる。
- 5 公正審査委員が欠けた場合において、補欠の公正審査委員を任命したときは、補欠の公正審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 公正審査委員の会議（以下「公正審査会議」という。）は、理事長が招集する。
- 7 前各項に定めるもののほか、公正審査会議について必要な事項は、公正審査会議において定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年9月1日から施行する。ただし、別表(2)に掲げる薬物のうち、アルプレノロール、イプラトロピウム、オクスプレノロール、クレンブテロール、サルブタモール、テルブタリン、トレンボロン、フルオキシメステロン、プロプロラノロール、ベンゾジアゼピン誘導体、 17α -メチルステロイド類及びメトプロロールに係る規定の適用にあっては、平成20年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第17条第3号、第18条第2項（第17条第3号に係る部分に限る。）及び第21条第1項第5号の規定は、平成19年1月1日以後に出生した馬に係る競走馬登録について適用する。

附 則 (平成19年11月21日理事長達第51号)

この通達は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月8日理事長達第31号)

この通達は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月18日理事長達第38号)

この通達は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月24日理事長達第65号)

この通達は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第125条第5項、第158条第1項及び第4項から第6項まで、第161条第2号から第4号まで及び第6号、第163条、第164条（見出しを含む。）並びに第167条の規定は、同年4月1日から起算して3月を超えない範囲内において理事長が定める日（平成23年4月23日）から施行する。

附 則 (平成23年2月28日理事長達第15号)

この通達は、平成23年4月1日から起算して3月を超えない範囲内において理事長が定める日（平成23年4月8日）から施行する。

附 則 (平成23年6月29日理事長達第40号)

この通達は、平成23年6月29日から施行し、改正後の日本中央競馬会競馬施行規程の規定は、同年6月1日から適用する。

附 則 (平成24年4月25日理事長達第16号)

この通達は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月6日理事長達第22号)

(施行期日)

- 1 この通達は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の日本中央競馬会競馬施行規程第5条第1項第1号、第2項第4号及び第3項第3号、第47条第1号並びに第51条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号。以下「旧外国人登録法」という。)に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して3月を経過する日までの間は、住民票の写しとみなし、旧外国人登録法に規定する登録原票記載事項証明書は、それが作成された日から起算して3月を経過する日までの間は、住民票記載事項証明書とみなす。

附 則 (平成24年11月1日理事長達第30号)

(施行期日)

- 1 この通達は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の日本中央競馬会競馬施行規程第48条の規定にかかわらず、平成25年度の調教師又は騎手の免許試験(1年間の効力を有する免許に係るものに限る。)の合格者に係る提出書類については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年2月25日理事長達第7号)

この通達は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表(2)の改正規定中アドラフィニル、アミノフィリン、アミノレックス、アルプレノキシム、アンフェタミニル、イブテロール、エチルアンフェタミン、エチルモルヒネ、カルバマゼピン、キンボロン、グアイフェネシン、クロベンゾレックス、コデイン、コリンテオフィリン、シクラゾドン、ジメチルアンフェタミン、セレギリン、デキストロアンフェタミン、テストステロン、デプレニル、トラマドール、バンブテロール、ファンプロファゾン、フェネチリン、フェンカミン、フェンプロポレックス、フルフェノレックス、プレニラミン、ベタキソロール、ヘロイン、ベンズフェタミン、ボルジオン、メソカルブ、メトカルバモール、メフェノレックス、モダフィニル及びリスデクサンフェタミンを加える改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月4日理事長達第9号)

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月16日理事長達第16号)

この通達は、平成26年6月7日から施行する。

附 則 (平成26年11月25日理事長達第31号)

この通達は、平成26年11月25日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日理事長達第8号)

この通達は、平成27年6月6日から施行する。

附 則 (平成27年10月19日理事長達第28号)

この通達は、平成27年11月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月18日理事長達第31号)

この通達は、平成28年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日理事長達第7号)

(施行日)

- 1 この通達は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第99条第1項の改正規定は、同年6月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の日本中央競馬会競馬施行規程（以下「改正後の規程」という。）第19条、第21条第1項第2号及び第2項並びに第24条第1項第8号の規定は、平成27年以後に生まれた馬について適用し、平成26年以前に生まれた馬に係る競走馬登録については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程第154条第2項から第4項までの規定は、施行日以後に裁決委員による制裁として騎乗を停止された騎手について適用する。

附 則 (平成28年9月15日理事長達第26号)

この通達は、平成28年9月28日から施行する。

附 則 (平成28年11月30日理事長達第39号)

- この通達は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第74条の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定は、同年4月1日以後に実施される競走から適用する。

附 則 (平成30年8月8日理事長達第13号)

(施行期日)

- 1 この通達は、平成30年9月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日において改正前の日本中央競馬会競馬施行規程の規定により現に保管している勝馬投票券及び控券の取扱いについては、改正後の日本中央競馬会競馬施行規程第165条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成30年9月21日理事長達第28号)

この通達は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年11月8日理事長達第37号)

(施行期日)

- 1 この通達は、平成31年1月1日から施行する。ただし、改正後の日本中央競馬会競馬施行規程第74条第1項第1号及び第2項の規定は、同年3月1日以後に実施する競走から適用する。
- 2 [略]
- 3 [略]
- 4 [略]
- 5 [略]

附 則 (平成31年3月7日理事長達第4号)

この通達は、平成31年3月23日から施行する。

附 則 (令和元年5月29日理事長達第1号)

この通達は、令和元年5月29日から施行する。

附 則 (令和元年8月22日理事長達第5号)

(施行期日)

- 1 この通達は、令和元年9月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この通達の施行前になされた馬主登録の申請に係る登録又は馬主登録簿の記載事項の変更の届出に係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年11月7日理事長達第17号)

(施行期日)

- 1 この通達は、令和2年1月1日から施行する。

- 2 [略]

附 則 (令和3年4月28日理事長達第5号)

この通達は、令和3年6月5日から施行する。

附 則 (令和3年11月18日理事長達第14号)

この通達は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月26日理事長達第2号)

この通達は、令和4年2月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日理事長達第11号)

この通達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月14日理事長達第27号)

この通達は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第72条の改正規定（同条の表中3歳の欄に係る部分に限る。）は、令和6年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年11月25日理事長達第29号)

この通達は、令和5年1月1日から施行する。ただし、別表(2)及び別表(3)の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月19日理事長達第3号)

(施行期日)

- 1 この通達は、令和5年1月19日（以下「施行日」という。）から施行する。
(過怠金の賦課に関する不服申立てに係る経過措置)
- 2 令和4年9月8日（以下「対象日」という。）から施行日前までに改正前の日本中央競馬会競馬施行規程（以下「改正前の規程」という。）第137条第2号に規定する過怠金を課された者は、改正後の日本中央競馬会競馬施行規程（以下「改正後の規程」という。）第137条第2号に規定する過怠金を課された者とみなし、改正後の規程第155条の2第2項において読み替えて準用する改正後の規程第150条第2項の規定（不服申立てをすることができる期間に係る部分に限る。）にかかわらず、次の各号に掲げる当該過怠金を課された日（以下「賦課日」という。）の区分に応じ、施行日から当該各号に定める日までの間、改正後の規程第155条の2の規定による不服申立てをすることができる。
 - (1) 対象日から令和4年12月8日（以下「基準日」という。）前々日までの日
賦課日の翌日から起算して3月を経過する日から42日を経過する日
 - (2) 基準日前日以後の日
令和5年4月18日

附 則 (令和5年3月23日理事長達第16号)

この通達は、令和5年5月1日から施行し、改正後の日本中央競馬会競馬施行規程第138条第1項第11号及び第178条第2項の規定は、同年6月3日以後に開催する競馬について適用する。

別表(1) (第3条関係)

競馬場の名称	所在地
札幌競馬場	北海道札幌市
函館競馬場	北海道函館市
福島競馬場	福島県福島市
新潟競馬場	新潟県新潟市
中山競馬場	千葉県船橋市
東京競馬場	東京都府中市
中京競馬場	愛知県豊明市
京都競馬場	京都府京都市
阪神競馬場	兵庫県宝塚市
小倉競馬場	福岡県北九州市

別表(2) (第132条、第136条関係)

1 アセプロマジン	46*ナンドロロン
2 アドラフィニル	47 ニケタミド
3 アミノフィリン	48 ニコチン
4 アミノレックス	49 バルビタール
5 アルプレノキシム	50 バルビツール酸誘導体
6 アルプレノロール	51 バンブテロール
7 アンフェタミニル	52 ピプラドロール
8 アンフェタミン	53 ファンプロファゾン
9 イブテロール	54 フェネチリン
10 エタノール	55 フエンカミン
11 エチルアンフェタミン	56 フェンプロポレックス
12 エチルモルヒネ	57 フラザボール
13 エフェドリン	58 フルオキシメステロン
14 10-オキソカンファー	59 ブルシン
15 オクスピレノロール	60 フルフェノレックス
16 カフェイン	61 プレニラミン
17 カルバマゼピン	62 プロカテロール
18 カンフル	63 プロピオニルプロマジン
19 キシラジン	64 プロプラノロール
20*キンボロン	65 プロマジン
21 クレンブテロール	66 ベタキソロール
22 クロベンゾレックス	67 ペモリン
23 クロルプロマジン	68 ヘロイン
24 クロルプロマジンスルホキシド	69 ベンズフェタミン
25 コカイン	70 ベンゾジアゼピン誘導体
26 コデイン	71 ペンタゾシン
27 コリンテオフィリン	72 ペンテトラゾール
28 サルブタモール	73*ボルジオン
29 シクラゾドン	74*ボルデノン
30 ジメチルアンフェタミン	75 メソカルブ
31 ジモルホラミン	76 メタンフェタミン
32 スタノゾロール	77 メチルエフェドリン
33 ストリキニーネ	78 17 α -メチルステロイド類

34 セレギリン	79 メチルフェニデート
35 テオフィリン	80 メデトミジン
36 テオブロミン	81 メテノロン
37 デキストロアンフェタミン	82 メトキシフェナミン
38 デクスマデトミジン	83 メトプロロール
39 テストステロン	84 メフェノレックス
40 デトミジン	85 モダフィニル
41 デプレニル	86 モルヒネ
42 テルブタリン	87 リステクスアンフェタミン
43 トラマドール	88 ロミフィジン
44 トランスバイオキソカンファー	89 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物（遊離する物を含む。）
45 トレンボロン	

(備考) 禁止薬物名に「*」が付されたものは、第136条第7項に規定する禁止薬物を示す。

別表(3) (第132条の2、第136条関係)

- | |
|---|
| 1 糖質コルチコイド (コルチゾン、デキサメタゾン、トリアムシノロン、トリアムシノロンアセトニド、ヒドロコルチゾン、フルドロコルチゾン、プレドニゾロン、ベタメタゾン、メチルプレドニゾロンその他これらに類似の化学構造又は生物学的効果を有するもの。) |
| 2 非ステロイド性抗炎症薬 (アスピリン、アセトアミノフェン、アセメタシン、アミノピリン、アンチビリン、アンピロキシカム、アンフェナク、イソプロピルアンチビリン、イブプロフェン、インドメタシン、エテンザミド、エトドラク、エトリコキシブ、エピリゾール、エモルファゾン、エルテナク、オキサプロジン、オキシフェンブタゾン、カルプロフェン、グリチルリチン酸、ケトフェニルブタゾン、ケトプロフェン、ケトロラク、サリチルアミド、サリチル酸ナトリウム、サリチル酸メチル、ザルトプロフェン、ジクロフェナク、ジメトチアジン、スリンダク、スルピリン、セレコキシブ、チアプロフェン酸、チアラミド、テノキシカム、テボキサリン、デラコキシブ、トルフェナム酸、ナブメトン、ナプロキセン、バルデコキシブ、ピロキシカム、フィロコキシブ、フェナセチン、フェニルブタゾン、フェルビナク、ブコローム、プラノプロフェン、フルニキシン、フルフェナム酸、フルルビプロフェン、プログルメタシン、ベダプロフェン、メクロフェナム酸、メフェナム酸、メロキシカム、モフェゾラク、ロキソプロフェン、ロルノキシカム、ワクシニアウイルス接種家兎炎症皮膚抽出液その他これらに類似の化学構造又は生物学的効果を有するもの。) |
| 3 抗アレルギー薬 (シプロヘプタジン及びメサピリレン) |
| 4 気管支拡張薬 (イプラトロピウム、オキシエチルテオフィリン、オキシプロピルテオフィリン、ジヒドロオキシプロピルテオフィリン及びノスカピン) |
| 5 消化器運動改善薬 (アトロピン及びスコポラミン) |
| 6 局所麻酔薬 (ジブカイン、テトラカイン、プロカイン及びリドカイン) |
| 7 利尿薬 (フロセミド) |
| 8 骨格筋弛緩薬 (グアイフェネシン及びメトカルバモール) |

別表(4) (第159条関係)

出走すべき馬が3頭であるとき	馬番号 1 2 3 枠番号 1 2 3
出走すべき馬が4頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 枠番号 1 2 3 4
出走すべき馬が5頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 枠番号 1 2 3 4 5
出走すべき馬が6頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 枠番号 1 2 3 4 5 6
出走すべき馬が7頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 7 枠番号 1 2 3 4 5 6 7
出走すべき馬が8頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 7 8 枠番号 1 2 3 4 5 6 7 8
出走すべき馬が9頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 7 <u>8, 9</u> 枠番号 1 2 3 4 5 6 7 8
出走すべき馬が10頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 7 <u>8, 9</u> 10 枠番号 1 2 3 4 5 6 7 8
出走すべき馬が11頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 <u>6, 7, 8, 9</u> 10, 11 枠番号 1 2 3 4 5 6 7 8
出走すべき馬が12頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 <u>5, 6, 7, 8, 9</u> 10, 11, 12 枠番号 1 2 3 4 5 6 7 8
出走すべき馬が13頭であるとき	馬番号 1 2 3 <u>4, 5, 6, 7, 8, 9</u> 10, 11, 12, 13 枠番号 1 2 3 4 5 6 7 8
出走すべき馬が14頭であるとき	馬番号 1 2 <u>3, 4, 5, 6, 7, 8, 9</u> 10, 11, 12, 13, 14 枠番号 1 2 3 4 5 6 7 8
出走すべき馬が15頭であるとき	馬番号 1 <u>2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9</u> 10, 11, 12, 13, 14, 15 枠番号 1 2 3 4 5 6 7 8
出走すべき馬が16頭であるとき	馬番号 <u>1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16</u> 枠番号 1 2 3 4 5 6 7 8
出走すべき馬が17頭であるとき	馬番号 <u>1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17</u> 枠番号 1 2 3 4 5 6 7 8
出走すべき馬が18頭以上であるとき	馬番号 上記に準ずる。 枠番号

付 錄 (第124条、第125条関係)

- (1) 降着馬以外の馬（以下「非降着馬」という。）2頭の間では、到達順位がより前のものをより前の着順とし、到達順位が同じ場合は同じ着順とする。
- (2) 降着馬は、その対象被害馬より後の着順とする。
- (3) 前2号の規定によっては着順の前後が決定できない降着馬と非降着馬の2頭の間では、その降着馬をより前の着順とする。
- (4) 前3号の規定によっては着順の前後が決定できない降着馬2頭の間では、到達順位がより前のものをより前の着順とし、到達順位が同じ場合は同じ着順とする。